令和８年厚岸町議会第２回定例会会議録		
招　集　期　日		令和８年６月17日
招　集　場　所		厚岸町議場
開閉日時	開　会	令和８年６月17日　午前10時00分
	延　会	令和８年６月17日　午後５時03分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席番号	氏名	出席○欠席×	議席番号	氏名	出席○欠席×
1	竹田敏夫	○	8	石澤由紀子	○
2	室﨑正之	○	9	桂川実	○
3	佐藤淳一	○	10	堀守	○
4	金子勇	○	11	杉田尚美	○
5	音喜多政東	○	12	金橋康裕	○
6	中川孝之	○	13	大野利春	○
7	南谷健	○			
以上の結果　出席議員 13名　欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事務局長	議事係長	
亀井泰	石原かおり	

1. 地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の氏名

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
町　　長	三　浦　克　宏	教　育　長	滝　川　敦　善
副　町　長	早　川　知　記	教委管理課長	諸　井　　公
総 務 課 長	布　施　英　治	教委指導室長	井　上　哲　平
総合政策課長	平　下　哲　也	教 委 生 涯 学 習 課 長	車　塚　　洋
危機対策室長	四 戸 岸　　毅		
税 務 課 長	本　間　直　人	監 査 委 員	黒　田　庄　司
町 民 課 長	渡　部　貴　志	農委事務局長	石　崎　辰　也
保健福祉課長	鈴　木　康　史		
環境林務課長	江　上　　圭		
水産農政課長	石　崎　辰　也		
観光商工課長	田　﨑　清　克		
建 設 課 長	堀　部　　誠		
病院事務長	佐　藤　弘　幸		
水 道 課 長	髙　瀬　順　一		
会 計 管 理 者	久 保 田　湖　子		

1. 会議録署名議員

２ 番	室　﨑　正　之		
３ 番	佐　藤　淳　一		

1. 会　　期

６月17日から６月19日までの３日間

令和８年厚岸町議会第２回定例会議事日程

令和８年６月17日
午前10時　開　議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		諸般報告
5		例月出納検査報告
6	報告第２号	専決処分事項の報告について
7	報告第３号	専決処分事項の報告について
8	報告第４号	専決処分事項の報告について
9	報告第５号	専決処分事項の報告について
10	報告第６号	令和７年度厚岸町繰越明許費繰越計算書の報告について
11	報告第７号	令和７年度厚岸町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
12	報告第８号	令和７年度厚岸町継続費繰越計算書の報告について
13	報告第９号	社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について
14	報告第１０号	株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について
15	議案第４２号	令和８年度厚岸町一般会計補正予算
16		一般質問

厚岸町議会　第２回定例会

令和８年６月17日
午前10時00分開会

●議長（大野議員）　ただいまから、令和８年厚岸町議会第２回定例会を開会いたします。

●議長（大野議員）　直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条規定により、２番、室﨑議員、３番、佐藤議員を指名いたします。

●議長（大野議員）　日程第２、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
10番、堀委員長。

●堀委員長　おはようございます。
６月15日午前10時から第４回議会運営委員会を開催し、令和８年厚岸町議会第２回定例会の議事運営について協議いたしましたので、その内容について報告いたします。
議会からの報告は、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告であります。
議会からの提出案件は、会期の決定、議員の派遣であります。
委員会関係では、３常任委員会及び議会運営委員会からの閉会中の継続調査申出書であります。
意見書案については、意見書案第１号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書が提出されております。
いずれも本会議で審議することに決定いたしました。
次に、町長提出の議案等についてであります。
報告第２号から報告第10号までの専決処分事項報告のほか８件は、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。
議案第42号は、令和８年度厚岸町一般会計補正予算１件で、審議方法は、議長を除く12名をもって構成する令和８年度一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審議することに決定いたしました。
議案第43号から議案第69号までの一般議案27件、議案第70号から議案第72号までの一部改正条例３件については、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。
本定例会の一般質問通告者は、５名であります。
本定例会の会期は、６月17日から19日までの３日間に決定いたしました。

なお、議会運営委員会では、議長から本年６月８日付諮問があり、厚岸町の個別計画に係る議決案件について意見を求められたことから、厚岸町の個別計画に係る地方自治法第96条第２項の規定に基づく議決事項を閉会中に継続調査をすることに決定いたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（大野議員）　委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（大野議員）　日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日から19日までの３日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日６月17日から19日までの３日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

●議長（大野議員）　日程第４、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理された議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和８年３月11日開会の第１回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

また、今般、東部消防組合議会及び釧路公立大学事務組合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えてありますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（大野議員）　日程第５、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員から、別紙のとおり例月出納検査報告がなされておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（大野議員）　日程第６、報告第２号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

●税務課長（本間課長）　ただいま上程いただきました報告第２号「専決処分事項の報告について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書１ページをお開きください。

今般、国は、現下の経済情勢等を踏まえ、個人住民税のひとり親控除の額の引上げ等、利子等に係る道府県民税への精算制度の導入、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止、軽油引取税の税率の特例の廃止等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があるとし、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等を令和８年３月31日に公布し、原則として同年４月１日から施行することとしました。

この法律等が施行されたことに伴い、令和８年度の町税課税事務の執行上、町税条例を直ちに改正し、４月１日から施行する必要が生じたもので、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方第179条第１項の規定により、３月31日、専決処分をもって、町税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、同法同条第３項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案書２ページ。

総総専第２号専決処分書。地方自治法第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。町税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙、お手元に配付の報告第２号説明資料、新旧対照表でご説明いたしますが、このたびの改正は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正と、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の削除に伴う規定の整理、特別特定建築物の拡充等見直しに係る規定の整備のほか、地方税法等の改正に伴う、引用条項番号の変更及び字句の整理をするものであります。

それでは、新旧対照表をご覧願います。

１ページ。

納税証明事項について規定している第11条の３の改正は、地方税法の改正に伴い、軽自動車税環境性能割が令和８年３月31日付で廃止になることに伴い、現行の「軽自動車税種別割」の名称を「軽自動車税」に改める改正であります。

納期限後に納付し、または納入する税金、または納入金に係る延滞金について規定している第12条の改正は、同じく軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、申告書の提出及び納付等が必要となくなることから、規定を削る改正及び字句の整理をするものであります。

２ページ。

所得割の課税標準について規定している第27条の改正は、特定大口株主が支払いを受ける上場株式等の配当については、特別徴収の対象とするため、配当割の対象である「特定配当等」に含める改正であり、町民税において国税と同様の取扱いとするものであります。

軽自動車税の納税義務者等について規定している第69条の改正は、同じく軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、「種別割」から「軽自動車税」に改める改正及び項の削除に伴う繰上げであります。

軽自動車税のみなす課税について規定している第70条の改正は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う文言の整理と項を削る改正であります。

３ページから４ページ上段にかけて、環境性能割の課税標準について規定している第70条の３から、環境性能割の減免について規定している第70条の８までの改正は、軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴い、条を削る改正であります。

種別割の課税免除について規定している第70条の９から、種別割の賦課期日及び納期について規定している第72条までの改正は、軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴い、「種別割」から「軽自動車税」に改める改正であります。

種別割の徴収の方法について規定している第73条の改正は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、「種別割」から「軽自動車税」に改める改正と字句の整理であります。

４ページから５ページ上段にかけて、種別割に関する申告または報告について規定している第74条の改正は、軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴い、「種別割」から「軽自動車税」に改める改正、規則改正の伴う様式番号の変更及び字句の整理をするものであります。

種別割に係る申告等に関する過料について規定している第75条の改正は、「種別割」から「軽自動車税」に改める改正であります。

５ページから６ページにかけて、種別割の減免について規定している第76条及び身体障害者等に対する種別割の減免について規定している第77条の改正は、「種別割」から「軽自動車税」に改める改正及び字句の整理であります。

原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等について規定している第78条の改正は、「種別割」から「軽自動車税」に改める改正、引用条項番号の変更及び字句の整理であります。

７ページ。

個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について規定している附則第７条の３の改正は、住宅借入金等を有する場合の所得税の特別控除の見直しに伴い、条を削るもので、税源委譲によって税負担の変動が生じないよう、申告によって異なる税額が適用される一部の納税義務者のための経過措置であったため、地方税法の改正に伴い、削るものであります。

７ページから８ページ上段にかけて、共通見出しである附則第７条の３の２の改正は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除等見出しを付し、内容としては、住宅借入金等を有する場合の取得税額の特別控除の見直しに伴い、住宅を取得して、令和８年から令和12年までの間に、住居の用に供したもののうち、当該年分の住宅ローン控除の控除可能額から所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人町民税で所得税の課税総所得金額等の額に100分の５を乗じて得た額の控除限度額の範囲内で減額とすることができるよう規定を整備するもので、前条の削除に伴い、第７条の３に条を繰り上げるものであります。

８ページ。

肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について規定している附則第８条の改正は、課税特例の適用期限を３年間延長する改正と、旧附則第７条の３の削除に伴い、引用条項番号を削るものであります。

８ページから９ページにかけて、法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合について規定している附則第10条の２の改正は、地域決定型地方税制特例措置で、第３項から第15項までは、地方税法の改正において、固定資産税等の課税標準の特例における日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る特例措置を規定していた法附則第15条第６項が削除されたことに伴う引用条項番号の変更で、第16項から18項は、特定再生可能エネルギー発電設備の特例の見直しにより、水力・地熱・バイオマス発電設備の特例を一部削るもの、第19項は、項番号の繰上げと地方税法の改正に伴う引用条項番号の変更、第20項は、項番号の繰上げ、新設された第18項は、バリアフリー化の促進を目的とした改修特別特定建築物に係る拡充等により、課税標準の特例措置を新設するものであります。

10ページから11ページにかけて、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が、すべき申告について規定している附則第10条の３の改正は、地方税法施行令等の改正により、新築住宅に係る税額の減額措置について、床面積要件の引下げなどの改正に伴う引用条項番号の変更、また、高齢者・障害者等の円滑化の促進に関する法律に規定するバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置を拡充し、さらに３年間適用期限を延長するものであります。

11ページから13ページ中段にかけて、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について規定している附則第15条の２から、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について規定している附則第15条の７までの改正は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、条を削るものであります。

13ページから14ページ中段にかけて、軽自動車税の種別割の税率の特例について規定している附則第16条の改正は、第１項から第３項にわたり、「種別割」から「軽自動車税」に改める改正。第２項は、環境負担の小さい車両の購入翌年度の税率を軽減するグリーン化特例の２年間延長。第３項は、文言の整理。第４項は、一定の環境性能を有する場合、その燃費性能に応じたグリーン化特例のうち、営業用乗用車の標準税率から、おおむね25％軽減部分を終了とするため、項を削るものであります。

14ページから15ページ上段にかけて、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について規定している附則第16条の２の改正は、「種別割」から「軽自動車税」に改める改正と、引用項番号の変更であります。

15ページから16ページ上段にかけて、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例について規定している附則第16条の３の改正及び土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例について規定している附則第16条の４の改正及び長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について規定している附則第17条の改正は、先に読み上げた新旧対照表７ページに記載の旧附則第７条の３の削除に伴う引用条項番号を削る改正であります。

16ページから17ページ上段にかけて、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について規定している附則第17条の２の第１項及び第２項の改正は、適用期間を３年間延長するものであります。

17ページから20ページ上段にかけて、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について規定している附則第18条から、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人

の町民税の課税の特例について規定している附則第20条の３までの改正は、同じく、新旧対照表７ページに記載の旧附則第７条の３の削除に伴う引用条項番号を削る改正であります。

議案にお戻りいただき、６ページをお開き願います。

附則であります。

第１条は、施行期日で、この条例は令和８年４月１日から施行するものであります。

第２条は、固定資産税に関する経過措置で、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の町税条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和７年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとするものであります。

第２項は、令和６年４月１日から令和８年３月31日までの間に、新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律、第１条の規定による改正前の地方税法附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税については、なお、従前の例によるとするものであります。

第３項は、平成30年４月１日から令和８年３月31日までの間に、旧法附則第15条の11第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるとするものであります。

第３条は、軽自動車税に関する経過措置で、新条例の規定中、軽自動車税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の軽自動車税について適用するとするものであります。

第２項は、この条例の施行の日前の３輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によるとするものであります。

第３項は、令和７年度以前の年度分の軽自動車税の取別割については、なお従前の例によるとするものであります。

第４条は、本条例の施行に伴い、町税条例等の一部を改正する条例、平成26年厚岸町条例第10号の一部改正を行うものでありますが、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、「種別割」から「軽自動車税」に改める改正であります。

以上、簡単な説明でございますが、報告第２号の提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員　何点かお聞きします。適用期限の延長を伴う改正というものが何項かあります。第８条の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例等とかあるのですけれども、それぞれ、なぜ適用延長というような取扱いになったのか教えてください。

特に、肉用牛については、令和９年度までということで、来年度までの適用期限が、今現在あるのにもかかわらず、今回改正することになった理由というものも教えてください。

●議長（大野議員）　休憩します。

午前10時23分休憩

午前10時49分再開

●議長（大野議員）　再開いたします。
　税務課長。

●税務課長（本間課長）　貴重な時間を大変申し訳ございません。
　まず、新旧対照表８ページの第８条肉用牛の３年間延長でございますけれども、これまでも、附則ですので、本則ではありませんので、附則の場合、短期的に延長されるものが多いのですけれども、これまでも、３年、３年、延長されていたものであります。
　それから、目的としましては、農業の振興や農業所得の安定を図ることというのがあるのですけれども、特例ですので、時代、時代に即した農業経営の安定性を高めるため、必要な措置。それから、延長されているのは、どれにでも共通するのですけれども、その時代背景に即した各省庁からの要望等がございますので、毎回３年延長されている内容でございます。

●堀議員　まだありますか。

●議長（大野議員）　もう１点あると。

●税務課長（本間課長）　それから、13ページのグリーン化特例の２年間延長であります。これも温暖化対策、それから、その一層の推進のための国の施策によるものでございます。
　それから三つ目として、16ページ中段、17条の２優良住宅地の造成等のためにというところでございますけれども、これは、税制上の特例措置を講じ、土地開発公社の用地取得を円滑することにより、事業に要する期間の短期化、それから、事業のコストやリスクの軽減を通じて、良好な環境を備えた住宅・宅地整備の促進を図る必要があるというのが背景というか、目的でございます。
　以上でございます。

●議長（大野議員）　10番、堀議員。

●堀議員　分かりました。ほとんどが経済対策の一環ということで、各省庁から、そういう税制優遇の期間を長くしてほしいということで。
　ただ、第８条は、現行、昭和57年から令和８年度までということではなくて、令和９年度までなのですよね。今回、専決事項でやられている理由として、まだ１年間あるのだから、これについては専決ではなくて、別に、条例改正なりで上げるべきではないの

かというふうに思うのですけれども、この点についてはどうなのでしょうか。

●議長（大野議員）　税務課長。

●税務課長（本間課長）　議員おっしゃることも理解できるのでありますけれども、国から例年、地方税法の改正等がございまして、それに国の基準にのっとって、再度延長しているものでありますので、これだけ、令和９年度からというのも、ちょっと改正の仕方としてはしづらいのかなと思っているところであります。

●議長（大野議員）　10番、堀議員。

●堀議員　安易に専決処分、専決処分でやってほしくないと思います。１年間余裕があるのであれば、しっかりとした議論ができるように、議会のほうに議案として提出すべきだと思うのですけれども、理事者側の考え方はどうなのでしょうか。

●議長（大野議員）　副町長。

●副町長（早川副町長）　お答えさせていただきます。

この時期、どうしても４月に適応しなければいけないという事項を優先して、専決事項で行っている中、今回のような部分では、議員がおっしゃるとおりのことも納得できる理由ではあると思います。

ただ、通常行っている業務の中で、法令改正等をいろいろやっている中で、流れとして、この時期に行う改正の資料を整理していく中で、それをまた噛み砕いて、年次別に分けるという作業を今回行わずに、国から来たものをそのまま改正、準則といいますか、そのとおり行ってきた経過ではあったのかなというふうに推測しています。

この部分、次年度以降、今後についても、きちんとその時点で行う必要があるかということを一つずつ精査しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。ご理解お願いいたします。

●堀議員　はい、よろしいです。

●議長（大野議員）　ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員）　なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員）　日程第７、報告第３号「専決処分事項の報告について」を議題といたます。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

●税務課長（本間課長）　ただいま、上程いただきました報告第３号「専決処分事項の報告について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書８ページをお開きください。

この度の専決処分事項の報告につきましては、先の報告第２号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和８年３月31日に公布され、原則として、同年４月１日から施行されることに伴い、令和８年度の都市計画税の課税事務の執行上、厚岸町都市計画税条例を直ちに改正し、４月１日から施行する必要が生じたもので、特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第１項の規定により、３月31日、専決処分をもって、厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、同法同条第３項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案書９ページ。

総総専第３号、専決処分書。

地方自治法第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙お手元に配付の報告第３号、説明資料新旧対照表でご説明いたしますが、このたびの地方税法等の一部を改正する法律等の改正については、高齢者や障害者をはじめ、全ての人が利用しやすい施設環境の整備を促進することを目的として実施されたものであり、その主な改正の内容は、地方税法における課税標準の特例措置の見直しに伴い、固定資産税に係る地域決定型特例措置として、地方税法附則第15条の11第１項で、高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律に規定するバリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る税額の減額措置の特例規定を新設したこと、特例措置を拡充したことのほか、固定資産税等の課税標準の特例における日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る特例措置を規定していた法附則第15条第６項が削除されたことに伴う引用項番号の変更であります。

それでは、新旧対照表をご覧願います。

１ページ。

新たに追加する改正後の附則第２項は、法附則第15条の11、第１項の条例の定める割合を規定するもので、国の補助を受けてバリアフリー改修工事等を行う場合の改修特別特定建築物の固定資産税に関する特例措置が規定されたことに伴い、本条例においても、地方税法の規定を参酌して、当該特例割合を３分の１と規定するものであります。

改正前附則第２項については、減額措置の対象建築物を高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律に規定するバリアフリー改修が行われた劇場や、音楽堂等に限定しておりました国の補助制度を活用して改修を実施したバリアフリー法に基づく、特別特定建築物全般とする対象建築物の拡充に伴う改正及び項番号を附則第３項とするものであります。

改正前の附則第３項は、法附則第15条の36項の条例で定める割合について規定しておりますが、地方税法の改正において、法附則第15条第６項が削除されたことに伴う引用項番号の変更及び項番号を附則第４項とするものであります。

改正前附則第４項及び第５項は、項を１項ずつ繰り下げるものであります。

２ページ。

改正前の附則第６項から８項までは、項番号の繰下げ及び引用項番号の変更であります。

改正前の附則第９項及び第10項は、項を１項ずつ繰り下げるものであります。

改正前の附則第11項は、項番号の繰下げ及び引用項番号の変更であります。

３ページ。

改正前の附則第12項は、項番号の繰下げ及び引用項番号の変更であります。

改正前の附則第13項は、項番号の繰下げ及び地方税法の改正に伴う引用項番号の変更であります。

議案書にお戻りいただき、11ページをお開き願います。

附則であります。

第１項は、施行期日で、この条例は令和８年４月１日から施行するものであります。

第２項は、経過措置の規定で、次項に定めるものを除き、この条例による改正後の厚岸町都市計画税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和７年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるとするものであります。

第３項は、平成30年４月１日から令和８年３月31日までの間に、地方税法等の一部を改正する法律第１条の規定による、改正前の地方税法附則第15条の11第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実現芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例によるとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、報告第３号の提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員）　なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員）　日程第８、報告第４号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（渡部課長）　ただいま上程いただきました報告第４号「専決処分事項の報告について」、その内容をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、子どもや子育て世帯に対する支援の強化を目的とした子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が、令和６年６月12日に公布され、令和８年度から新たに国民健康保険被保険者から、徴収が開始されます。

子ども・子育て支援納付金に関連する改正地方税法が、令和８年４月１日から施行されたことに加え、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額の引上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しと、子ども・子育て支援納付金税額の課税限度額が新たに設けられた地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和８年３月31日に公布され、国民健康保険税に関する改正部分が、令和８年４月１日施行に伴い、国民健康保険税の課税額等を規定している厚岸町国民健康保険税条例について、所要の改正を行う必要があったことから、令和８年度国民健康保険税課税事務の執行上、厚岸町国民健康保険税条例を直ちに改正し、国民健康保険税の賦課期日である４月１日から施行することについて、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第１項の規定により、３月31日、専決処分をもって、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、同法同条第３項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案書１３ページであります。

総総専第４号、専決処分書。

地方自治法第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。厚岸町国民健康保税条例の一部を改正する条例であります。

それでは、別にお配りしている報告第４号説明資料、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧願います。改正内容の説明については、この新旧対照表により行わせていただきますが、併せて、報告第４号参考資料①改正内容の概要、報告第４号参考資料②関係法令の抜粋及び用語の説明を配付しておりますので、参考としてください。

新旧対照表の１ページをご覧ください。

第１条第２項の改正は、字句の整理です。

国民健康保険税の課税額のうち、基礎課税額の範囲を規定している第２条第１項第１

号中の改正は、字句の整理に加え、基礎課税額の対象から、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を除くための規定を追加した改正であります。

改正後の同条同項第４号は、国民健康保険税の課税額に、子ども・子育て支援納付金課税額の規定を追加した改正であります。

次ページにわたり、国民健康保険税の課税額のうち、基礎課税額の算定方法について規定している第２条第２項の改正は、ただし書きで規定している基礎課税額の課税限度額を66万円から67万円に改めたものであります。

第３条第３項は、被保険者の前に「国民健康保険」の字句を追加した改正であります。

改正後の第２条第５項は、子ども・子育て支援納付金課税額算定の規定の追加で、子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及び世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とするもので、ただし書きとして、加算後の額が３万円を超える場合は、課税限度額を３万円としたものであります。

第３条第１項の改正は、第２条第５項で地方税法の略称規定を設けたことにより、引用法の字句を整理したものであります。

第５条の２第１項の改正は、特定世帯及び特定継続世帯以外の基礎課税額の世帯別平等割額を定めている規定のうち、次ページにわたり、特定世帯と特定継続世帯を定めている規定について、他の条例等へ準用している規定中に、後ほどご説明します子ども・子育て支援金課税額の世帯別平等割額を世帯区分ごとに規定した改正後の第９条の６の条番号を追加したものであります。

改正後の第９条の３は、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の規定で、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の率を100分の0.29とする規定の追加で、令和８年１月15日に北海道から示された令和８年度の標準保険料率としたものであります。

改正後の第９条の４は、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の規定で、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を被保険者１人につき1,000円とする規定の追加で、第９条の３と同様に北海道から示された令和８年度の均等割額としたものであります。

改正後の第９条の５は、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額の規定で、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を18歳以上の被保険者１人につき100円とする規定の追加で、第９条の３と同様に、北海道から示された令和８年度の均等割額としたものであります。

改正後の第９条の６は、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額の規定で、子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額を１号から３号の世帯について、それぞれの額とする規定の追加で、１号は1,000円とし、第９条の３と同様に、北海道から示された令和８年度の世帯別平等割額としたもので、第２号は、１号の２分の１の500円、第３号は、第１号の４分の３の750円としたものであります。

第21条第１項の改正は、国民健康保険税の減額についての規定で、第２条第２項の改正と同様に、基礎課税額の課税限度額を「66万円」から「67万円」に改める改正と字句の整理、次ページにわたり、子ども・子育て支援納付金課税額の減額規定と、減額して得た額が３万円を超える場合には３万円と規定したものであります。

国民健康保険税の７割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準と、軽減の対象となる場合の国民健康保険税から減額する額を規定しています第１号の改正は、次ページにわたり、子ども・子育て支援納付金課税額から減額する額を、改正後のキからケにそれぞれの規定を追加したもので、キは、改正後の第９条の４で規定した1,000円の７割で700円、クは、改正後の９条の５で規定した100円の７割で70円、ケは、改正後の第９条の６で規定した金額の７割で、（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を700円、（イ）特定世帯を350円、（ウ）特定継続世帯を525円としたものであります。

国民健康保険税の５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準と、軽減の対象となる場合の国民健康保険税から減額する額を規定しています第２号の改正は、軽減判定所得の基準の算定について、基礎控除額43万円に、被保険者と特定同一世帯所属者１人につき、加算する額、改正前「30万5,000円」を「31万円」に改めたもので、この改正により、５割軽減の対象となる軽減判定所得の基準が引き上げられ、５割軽減該当世帯の拡大が図られるものであります。

次ページにわたり、子ども・子育て支援納付金課税額から減額する額を改正後のキからケに、それぞれ規定を追加したもので、キは、改正後の第９条の４で規定した1,000円の５割で500円、クは、改正後の第９条の５で規定した100円の５割で50円、ケは、改正後の第９条の６で規定した金額の５割で、（ア）として特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を500円、（イ）特定世帯を250円、（ウ）特定継続世帯を375円としたものであります。

国民健康保険税の２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準と、軽減の対象となる場合の国民健康保険税から減額する額を規定しています第３号の改正は、軽減判定所得の基準の算定について、基礎控除額43万円に、被保険者と特定世帯所得者１人につき加算する額、改正前「56万円」を「57万円」に改めたもので、この改正により、２割軽減の対象となる軽減判定所得の基準が引き上げられ、２割軽減該当世帯の拡大が図られるものであります。

次ページにわたり、子ども・子育て支援納付金課税額から軽減する額を、改正後のキからケにそれぞれの規定を追加したもので、キは、改正後の第９条の４で規定した1,000円の２割で200円、クは、改正後の第９条の５で規定した100円の２割で20円、ケは、改正後の第９条の６で規定した金額の２割で、（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を200円、（イ）特定世帯を100円、（ウ）特定継続世帯を150円としたものであります。

第21条第２項は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国民健康保険に加入している全世帯の未就学の均等割額を軽減する額を規定していますが、改正後の第３号において、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の軽減する額を規定したもので、アは、７割軽減世帯に対する減額で、均等割額減額後の額の５割となる1

50円、イは、５割軽減世帯に対する減額で、均等割額減額後の額の５割となる250円、ウは、２割軽減世帯に対する減額で、均等割額減額後の額の５割となる400円としたものであります。エは、軽減のない世帯に対する減額で、均等割額の５割となる500円としたもので、第３号として加えたものであります。

同条第３項の改正は、次ページにわたり、出産被保険者が属する場合の減額規定ですが、字句の整理と改正前の減額の対象となる所得割額と均等割額に、子ども・子育て支援納付金・課税額対象となる18歳以上被保険者均等割額を追加したものであります。

第１号の改正は、出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額を算定する規定ですが、算定期間を、出産予定日によらない場合の特例を規定している地方税法施行規則第24条の30の５に新たな規定が新設されることにより、改正前の第24条の30の５が第24条の30の６に繰り下げとなったため、引用条番号を改めたものであります。

改正後の７号は、出産被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を算定する規定で、第９条の３の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち、当該年度に属する月数を乗じて得た額とする規定を追加したものであります。

次ページ、改正後の第８号は、出産被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額を算定する規定で、第９条の４の規定により算定した被保険者均等割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち、当該年度に属する月数を乗じて得た額とする規定を追加したものであります。

改正後の９号は、出産被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上の被保険者の均等割額を算定する規定で、第９条の５の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち、当該年度に属する月数を乗じて得た額とする規定を追加したものであります。

改正後の同条第４項は、18歳未満被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額を減額する規定を追加したものであります。

次ページにわたり、附則の改正であります。

第３項は、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例対象とする規定で、改正後の第９条の３、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の規定である条番号を追加したものであります。

以降も同様に、特例の対象に、改正後の第９条の３、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の規定である条例番号を追加するもので、第４項は、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例、第６項は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例。

11ページ。

第７項は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例。

第８項は、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例。

第９項は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例。

第10項は、次ページにわたり、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例。

第11項は、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例。

第12項は、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例。

13ページ。

第13項は、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例に、それぞれ、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の規定である改正後の第９条の３の条番号を追加したものであります。

議案書17ページをご覧ください。

附則であります。

第１項は、施行期日で、この条例は、令和８年４月１日から施行するものであります。

第２項は、適用区分で、この条例による改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の令によるとするものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、報告第４号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

８番、石澤議員。

●石澤議員　今回の子育て支援金制度になると思うのですが、４月から子ども・子育て支援金制度が始まりました。けれども、この国民健康保険、保険料に上乗せするというやり方に対して、少し疑問があるのですが。今年度の徴収額は、総額で約6,000億円、27年度は8,000億円、28年度には１兆円と、段階的に引き上げられるという情報もあるのですが、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

●議長（大野議員）　町民課長。

●町民課長（渡部課長）　お答えいたします。

今、ご質問者おっしゃられたとおり、段階的に令和10年度まで引き上げがあるというふうには、こちらとしても認識はしているところです。

●議長（大野議員）　８番、石澤議員。

●石澤議員　本来でしたら、子ども・子育ては、別の予算で、きちんと行うべきものではないのかなと思うのですが、このままでは、子育てに必要な財源が確保できないというような感じがあります。そして、確保するために保険料がこのまま上げられるということは、国民健康保険というのは、ほかの協会けんぽに比べても、負担がとても多い保険だと思うのですが、それがこういう形で、子育てにといったら、何か足かせになるような感じで、今回こういうふうに上程されたのですけれども。

厚岸町の町民にとって、これ以上の負担が増えるような気がするのですが、国が決めたことだから仕方がないと言われれば、そうなのですけれども、でも、あまりにも姑息

な方法ではないのかなという気がします。何らかの形の、拡充というか、支援なんかも考えていかなければならないと思うのですが。町としてできることというのがあるのか、国保は、すごく高くて、大変な思いをしている人がいっぱいいるのに、その人たちに対しての負担が増えるということに対して、何らかの形が必要ではないかと思うのですが、その辺いかがですか。

●議長（大野議員）　町民課長。

●町民課長（渡部課長）　お答えいたします。

ご質問にあったように、今回の改正については、国の法律の改正に伴って、町の条例も改正を行ったというところでございまして、まず、町民一人一人当たりの負担が増になるというところについては、全くそのとおりでありまして、国のほうで、今、試算で出してきた数字として、国民健康保険の場合であれば、あくまでも平均的なお話になってしまうのですけれども、一人当たり月額200円というふうな試算がされております。先ほど言われました、協会けんぽに限って言うと、こちらが一人当たり250円というような試算がされているような状況にあります。それは、所得によっても当然変わってはくるのですけれども、一応そういった負担をいただくということにはなってございます。そこは、ご理解いただきたいと思います。

それから、町として何かできないかということでありますけれども、最初にも言いましたけれども、国の法律にのっとって、条例のほうも改正させていただいていますし、その規定にのっとって、粛々と事務を執り行っていきたいなというふうには考えてございます。

●議長（大野議員）　ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員）　なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

●議長（大野議員）　異議あり、討論なしですか。

（「はい」の声あり）

●議長（大野議員）　ご異議がありますので、これより起立による採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（大野議員）　着席ください。

出席議員11名、そのうち起立者数10名、起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（大野議員）　日程第９、報告第５号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長）　ただいま上程いただきました報告第５号「専決処分事項の報告について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書18ページをお開きください。

補正の内容につきましては、令和７年度の厚岸町国民健康保険特別会計の決算見込みにおいて、発生する赤字見込額を補填するため、地方自治法施行令第166条の２の規定に基づき、翌年度の歳入を繰り上げて充てる繰上充用を行う予算が必要であり、緊急執行を要した令和８年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を地方自治法第179条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

19ページをご覧ください。

総総専第５号、専決処分書。

地方自治法第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年５月22日付であります。

令和８年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（１回目）。

令和８年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第１条第１項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億3,116万3,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

20ページから21ページまで、「第１表　歳入歳出予算補正」であります。

歳入歳出とともに、１款１項にわたって、それぞれ340万円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。24ページをお開き願います。

歳入であります。

６款繰入金２項１目基金繰入金１節国民健康保険財政調整基金繰入金340万円の新規計上。令和７年度国民健康保険特別会計の決算見込み上、赤字を生じる見込みとなったことから、この赤字見込相当額を令和８年度歳出予算で繰上充用支出する財源の計上で

あります。
赤字となった要因は、令和７年度の決算見込額の積算において、保険給付費に対して、北海道から交付される保険給付費等交付金が少なく交付されたことと、国民健康保険税が予算額よりも少ない収入見込みとなったためであります。
なお、この基金の取崩し額につきましては、北海道からの保険給付費等交付金の精算が確定し、追加交付され次第、基金へ積み戻しいたします。
以上で、歳入の説明を終わります。
26ページをお開き願います。
歳出であります。
11款１項１目前年度繰上充用金340万円の新規計上であります。令和７年度決算において生じる赤字見込相当額340万円を令和８年度歳出予算に計上し、補塡するものであります。
以上で、報告第５号の提案説明とさせていただきます。
ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。
７番、南谷議員。

●南谷議員　この関係につきまして、先般議員協議会、６月８日に内容の説明がございました。ですから、内容については改めて伺いません。
けれども、繰上充用が発生してしまった。国保会計で、あまりないことなのですよね。過去にはありました、繰上充用ということは。
私がお聞きしたいのは、11億5,100万円、収入見込額に相対額11億5,000万円に対して、今回の発生、340万円の繰上充用をせざるを得なかった。この数字をどのように現課としては捉えて、分析しておりますか。

●議長（大野議員）　町民課長。

●町民課長（渡部課長）　お答えいたします。
ただいま御質問にありました340万円の不足分として、現課としての見解でございますけれども、まず私のほうからは、北海道から交付されます交付金の部分についてご説明させていただきますが、結果として、普通交付金として565万4,000円少なく交付されたということです。
それから、特別交付金については494万3,000円、逆に多く交付されています。その差額として、結果として71万1,119円少なく交付されたというところでございまして、その要因といたしましては、普通交付金の交付申請する段階で、若干ちょっと、申請の過程において、若干認識不足な部分もありまして、今年度において交付されない部分が生じてしまったといったところがございまして、この部分につきましては、次年度以降は、このような同じことを繰り返さないように、内部的にも調整した中で取り進めていきたいと考えてございます。

●議長（大野議員）　税務課長。

●税務課長（本間課長）　私のほうからは、予算割れの件につきましてお答えいたします。

一言で言うと、予算の見積もりが甘かったと言われれば、それまでなのですけれども、数字で言いますと、現滞合計の収入未済額が59万5,819円予算不足であるということでございます。近年、現年度分98％で見積もっておりましたけれども、速報値では、97.59と0.41％不足しておりました。大変申し訳ございません。

今後につきましては、課内での協議の上、予算割れを起こさないよう気をつけていきたいと思っております。

それで、なぜこの予算不足に至ったという、現時点での要因ですけれども、ふだん完納している滞納者が、新規滞納者が増加傾向にあるのではないかと。

それから、漁業では、海水温上昇によるカキの身入りの回復が遅れたということで所得にちょっと影響があったのではないかというふうに分析しているところでございます。

●議長（大野議員）　７番、南谷議員。

●南谷議員　まず最初の普通交付金と特別交付金の関係でございますけれども、議員協議会の説明と若干違うのかなと。真摯に、謙虚に認識不足もあったということなのでしょうけれども、やむを得ないのかなと。

それから、２点目の予算割れの関係なのですけれども、98％を、現年の分見ていたのだけれども、97.59、0.41％、結果的に落ちてしまった。

私は、この繰上充用がどうのこうのということではなのですよ。非常にデリケートに、きちんと国保税の相対数字を把握しているなと。たまたま、年度末、12月に早めに申請、計算するのに、12月のある程度の年度末の読みというものが若干狂ったのかな。それくらい、総体１億1,000万円の総事業の中で、これだけの数字に収まったということは、私は評価してもいいことではないかというふうに理解しております。

かつては、ずっと繰上充用はないわけですから。ということは、それなりに多めに予算を組んでいたということなので、結果を恐れず、これからもきちんとした精査をして、誠実に事務に当たっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員）　町民課長。

●町民課長（渡部課長）　お答えいたします。

このたびの繰上充用については、本当に年度末ぎりぎりになって判明したという部分がございまして、我々としても、そこに至るまでの確認する経過というか、段階を、もう少しきちんと、もっと踏み込んだ正確なものを積み上げていった中で、最終的にこの決算に向けて取り組んでいきたいなというふうな内部的には話をしています。

それなので、次年度以降は、さらに精度の高いものができるように組み立てていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●南谷議員　いいです。

●議長（大野議員）　ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員）　なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員）　日程第10、報告第６号「令和７年度厚岸町繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長）　ただいま上程いただきました報告第６号「令和７年度厚岸町繰越明許費繰越計算書の報告について」、その内容をご説明申し上げます。
議案書28ページをお開きください。
この内容につきましては、令和７年度厚岸町一般会計補正予算５回目及び７回目で繰越明許費として、令和８年度への繰越執行の議決をいただいておりました。今般、地方自治法施行令第146条第２項の規定により、令和７年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものであります。
29ページをご覧ください。
令和７年度厚岸町繰越明許費繰越計算書一般会計であります。
表に記載のとおり、６款７項にわたり、全13事業について、合計で３億7,262万1,000円について、令和８年度への繰り越しであります。
財源内訳につきましては、未収入特定財源として、国及び道支出金として２億3,884万円、地方債として１億1,930万円で、それぞれ、国・道の繰越承認を得ており、令和８年度での繰越事業の執行に応じて、収入予定の財源であります。一般財源は1,448万1,000円であります。
以上、報告第６号の内容説明とさせていただきます。
ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員）　なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員）　日程第11、報告第７号「令和７年度厚岸町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（髙瀬課長）　ただいま上程いただきました報告第７号「令和７年度厚岸町下水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書30ページをお開きください。

この内容につきましては、令和７年度一次補正国土強靭化関係社会資本整備総合交付金の交付の決定を令和８年２月５日に受け、令和７度厚岸町下水道事業会計補正予算３回目で建設改良費３件を計上し、議決をいただいておりました。

今般、令和７年度厚岸町下水道事業会計決算の確定に伴い、地方公営企業法第26条第１項の規定に基づき、令和７年度厚岸町下水道事業会計予算を繰り越しましたので、同条第３項の規定に基づき、別紙のとおり報告させていただくものでございます。

31ページ目をご覧ください。

令和７年度厚岸町下水道事業会計予算繰越計算書であります。

表に記載のとおり、１款１項、２件の工事と１件の業務について、翌年度繰越額合計で4,600万円について、令和８年度への繰り越しであります。

財源内訳につきましては、企業債として2,290万円、国庫補助金として2,300万円で、それぞれ起債の同意及び国の繰越承認を得ており、令和７年度の繰越事業の執行に応じて、収入の予定の財源であります。

下水道事業財源は、当年度損益勘定留保資金が10万円であります。

以上、報告第７号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員）　なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員）　日程第12、報告第８号「令和７年度厚岸町継続費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長）　ただいま上程いただきました報告第８号「令和７年厚岸町継続費繰越計算書の報告について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書32ページをお開きください。

この内容につきましては、令和７年度厚岸町一般会計において設定いたしました継続費につきまして、地方自治法施行令第145条第１項の規定により、令和７年度厚岸町継続費繰越計算書を別紙のとおり、報告させていただくものであります。

33ページをご覧ください。

令和７年度厚岸町継続費繰越計算書一般会計であります。

防災交流センター整備事業につきまして、令和７年度分の年割額19億1,578万2,140円のうち、3,733万1,565円の残額を翌年度に逓次繰越しし、その財源に繰越金87万1,565円、国・道支出金2,316万、地方債1,330万円を充てるものでございます。

以上、報告第８号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

７番、南谷議員。

●南谷議員　翌年度繰越額3,733万1,565円、ここでお尋ねさせていただきます。

残高もそうなのですけれども、たしか私の記憶では、当初予算ベースなのですけれども、2,616万9,000円。令和７年度の繰越額が3,700万7,000円。合わせまして、6,317万6,000円ですから、今の説明、ここに記載の数字と3,700万7,000円、当初予算ベースと違うのですよね、繰越額が。違っていませんか。当初予算のときの繰越額の数字は3,73

3万1,565円ではなかったのではないですか、違いますか。その辺の確認をしたかったのです。私の勘違いですか。

●議長（大野議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　ただいま御質問者がおっしゃいました当初の3,700万7,000円についてでございますが、こちらは、今、ご説明させていただいた部分は3,733万1,565円は、継続費の各科目の全体の繰越額でございます。これには、工事請負費のほか役務費ですとか、旅費ですとか、そういったものを含んだ全体。3,700万7,000円につきましては、工事請負費に限った繰越額になります。

それなので、この全体の繰越額との差額32万5,000円については、工事請負費以外のという部分になりますので、その辺ちょっと、当初予算の中では、そういった繰越額という部分が出てきておりませんが、説明の中では、繰越額と令和８年度予算額、合わせた額で外交工事を執行するというようなことになっておりますので、その辺で全体と工事請負費の中でということでの差額がちょっと生じているところでございます。

●議長（大野議員）　７番、南谷議員。

●南谷議員　分かりました。32万5,000円については、工事費以外の事務費というか、そちらの関係だと。きちんとそういうことを説明してくれないと分からないですよ。私たちは、なかなか数字を見られないわけだから。あなた方は、これの本職なので、繰越額ですよ、少なくても。工事費ですと言って、事務費が入らないときもありますよ。やはりきちんとそういうことも含めて、少なくても繰り越すわけでございますから、しっかりと説明してください。

●議長（大野議員）　総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長）　お答えいたします。

申し訳ございません。私のほうで説明がちょっと不足しておりまして、先ほど危機対策室長がお答えした数字ということになります。今後は、そういった詳しい部分もご説明できるようにしたいと思います。

●議長（大野議員）　よろしいですか。

●南谷議員　はい。

●議長（大野議員）　ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員）　なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。
昼休みのため、休憩したいと思います。
再開は、午後１時といたします。

午前11時53分休憩

午後　１時00分再開

●議長（大野議員）　本会議を再開いたします。
日程第13、報告第９号「社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について」を議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長）　ただいま上程いただきました報告第９号「社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について」、その内容をご説明申し上げます。
議案書34ページをお開きください。
社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書でございます。なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の３第２項の規定により、本議会に報告するものであります。
経営状況報告書は、別冊で配布しておりますので、ご覧願います。
それでは、経営状況説明書の１ページ目をお開き願います。令和７年度事業報告であります。
３ページには目次、４ページには事業報告書の総括があります。内容について、その要点を説明申し上げます。
総括説明では、本格的な少子高齢化・人口減少社会が進行し、地域・福祉社会を取り巻く課題はより深刻化、加えて制度の狭間にある複雑化・複合化した生活課題が顕在化して、地域包括ケアシステム・地域共生社会の推進が重要となっていること。こうした状況を踏まえ、社会福祉サービスの安定・継続的な事業経営に努め、地域福祉分野では、地域でつながり支え合うことの大切さを意識していただく機会を提供するため、「つながり」、「居場所」、「支え合い」を促進する取組を引き続き、進めたこ

とが記載されております。

次に、重点推進目標の概要につきましては、１の「複雑・複合課題へ包括的相談支援の確立」では、生活支援コーディネーター配置や成年後見人制度利用相談の専門相談窓口を通じ、地域の様々な相談を受ける包括的な相談支援体制の充実に努めたこと。

２の「各支援関係機関における連携体制の強化」では、成年後見人制度利用支援や日常生活自立支援事業、経済的に困難な状況にある世帯への支援などを通じ、関係機関と連携強化を図ったこと。

５ページの３、「年代の枠にとらわれない交流の場の創出」では、多世代交流型スペース、「あつまーる」の支援、共同菜園「社協あぐり」など、人と人とが自然につながる地域の居場所づくりを進めたこと。

４の「共感と主体性を持った人と人とのつながり強化」では、生活支援サービス「おたすけ隊」や「コミュニティカフェ」など、地域住民が主体的に関わる活動を支援したこと。

５の「生活を支えるための介護サービスの充実」では、各種の事業所を運営し、在宅と施設の面から、生活を支える介護保険サービスの充実を務めたこと。処遇改善や職場環境改善、業務継続体制の強化を図り、利用者及び入居者が、安心して生活できる環境整備に努めたことを記載されております。

次の６ページから32ページにつきましては、令和７年度の各事業の報告であり、事業名、実施日、主な内容が記載されております。

初めに、６ページであります。

法人在宅事業のうち、法人本部事業で法人運営事業として理事会、評議員会等の開催が８ページにわたって記載され、８ページでは部会委員会の開催、９ページには内部委員会の開催、道社協及び釧路地区社協関係会議への参加、役職員研修の実施が10ページにわたって記載され、10ページには会員と会費の状況、福祉団体への助成、広報活動の実施内容が記載されております。

次に、11ページは、地域福祉推進事業として緊急情報キット「かけはし」配布事業、たすけあいチーム助成事業の実施、地域福祉懇談会の企画実施、住民主体のサロン活動への支援、12ページには、厚岸町障がい者・障がい児ふれあいフェスティバル「こう福祉」、への支援・参加協力、共同募金運動への協力が記載され、ボランティアセンター運営事業として、ボランティアセンター運営委員会の開催、ボランティアバンクの体制整備、ファミリーサポート事業、ハートコール事業が、13ページにわたって記載され、13ページには、災害ボランティア推進連絡会の開催、福祉教育の推進、釧路地区ボランティア活動推進会議への出席、資金貸付事業として、生活福祉資金、低所得者資金貸付事業が記載されております。

次に、14ページは、権利擁護事業として、日常生活自立支援事業の推進、法人後見の内容が記載されております。

次に、15ページは、受託事業であります。いずれも、町からの受託事業で、福祉バス運行管理事業、一般介護予防事業の内容が、16ページにわたり記載されております。

次に、16ページには、福祉相談事業として、各地区相談所の相談内容、中央相談所の開設、17ページには、法律相談の実施が記載されております。

次に、成年後見制度推進事業としては、相談対応業務、普及啓発業務、申立ての支援に関する業務、18ページには、市民後見人の登録等に関する業務、市民後見人の活動に関する相談及び支援業務、成年後見制度等に関する関係機関・団体との連携及び調整業務、実施機関運営協議会の開催、受任調整会議が記載されております。

次に、生活支援体制整備事業として、生活支援コーディネーターの配置、19ページには、生活支援サービス「おたすけ隊」の提供状況、公的機関や民間活動団体とのネットワーク構築、ボランティア団体や地縁組織等の多様な賄い手の育成、支え合い体制づくりに関する住民への周知と意識啓発、厚岸町地域支えあいネットワーク会議の会議。

次に、重層的支援体制整備移行準備事業として、「社協アグリ」の企画実施が20ページにわたって記載され、20ページには、生活支援サービス「おたすけ隊」の運用、ふれあい会会食の実施、まちカフェの立ち上げ支援が、21ページにわたって記載されております。

21ページには、多世代共生型スペース「あつまーる」の支援、ボランティアポイント制度の運用が記載されております。

次に、22ページは、訪問介護サービス事業であります。訪問介護事業として、事業内容、利用状況、職員研修の実施が、23ページにわたり記載されております。

次に、23ページは、第１号訪問介護事業の実施状況、障害福祉サービス事業、生活管理指導員派遣事業、外出支援サービス事業、福祉有償運送の実施状況が記載されております。

次に、24ページは、居宅介護支援事業であります。居宅介護支援事業として、事業内容、利用状況、職員研修の実施が、25ページにわたり記載され、25ページには、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業が記載されております。

次に、26ページからは、施設通所介護事業であります。この施設通所介護事業の部分が、指定管理者制度により、管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの事業内容となっております。

初めに、施設介護サービス事業のうち、介護老人福祉施設、いわゆる心和園のベッド数が50床の多床室に係る事業内容、利用状況、入退所状況が記載されております。

稼働率につきましては、利用状況の右の表に94.6％と記載されております。前年の令和６年の稼働率は90.7％であったため、前年から3.9ポイント上回る状況となっております。

次に、27ページは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる心和園の18床のユニット型施設の事業内容、利用状況、入退所状況が記載されております。

稼働率については、利用状況の表の右に96.2％と記載されております。前年度の令和６年度の稼働率は92.3％であったため、前年を3.9ポイント上回っている状況でありました。

次に、短期入所生活介護事業、いわゆるショートステイ事業の事業内容が28ページにわたって記載され、利用状況が記載されております。

次に、障害福祉サービス事業の短期入所として事業内容、利用状況が記載され、次に、生活管理指導短期宿泊事業が記載されております。

続いて、29ページは、通所介護サービス事業であります。通所介護サービスは、いわゆるデイサービスセンターの事業内容、利用状況が記載されております。

利用者の状況でありますが、利用状況の表の右下、合計の延べ人数は6,651名の利用実績となっております。前年度の令和６年度の延べ人数は6,688名であったため、前年から0.6ポイント減少している状況であります。

次に、30ページは、第一号通所介護事業として、事業内容、利用状況、生きがい活動支援通所事業、配食サービス事業が記載されております。

31ページは、身体障害者デイサービス事業、身体障害者訪問入浴サービス事業の実施状況が記載されております。

続いて、32ページは、社会福祉センター事業であります。貸館利用状況、施設整備状況が記載されております。

続きまして、33ページからは、決算書であります。厚岸町社会福祉協議会の会計処理につきましては、社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理が行われております。

35ページから36ページは、目次が記載されておりますが、この決算書の構成は、１、計算書類として、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表。２、付属明細書として、法人全体で作成する付属明細書、拠点区分で作成する付属明細書。３、財産目録となっております。

それでは、決算書の内容について説明させていただきます。

37ページから46ページまでは、資金収支計算書であります。

まず、39ページは、法人単位の資金収支計算書でございます。決算額は、Ｂ欄となります。

上段、事業活動の収支のうち、表の中段に、（３）事業活動資金収支差額が記載されております。令和７年度事業活動収支差額は、1,721万9,879円となっております。

その下の施設整備等による収支、下段のその他の活動資金収支の差し引きにより、法人全体の当期資金収支差額の合計は、下から３行目に記載されております。令和７年度の当期資金収支差額は、合計は（11）で記載されておりますが、667万6,444円となっております。

その下の欄、前期繰越しに相当する前期末支払資金残高に加えることにより、一番下の欄の当期末支払資金残高は、1億2,900万1,021円となった内容でございます。

40ページは、資金収支内訳表であります。厚岸町社会福祉協議会の二つの事業区分の社会福祉事業と公益事業の内容が記載されております。

41ページは、社会福祉事業区分のうち、法人在宅事業と施設通所介護事業に分けた資金収支内訳表となっております。この施設通所介護事業に係る拠点区分が、指定管理制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの資金収支内訳に関する内容であります。

42ページ、43ページは、法人在宅事業拠点区分の資金収支計算書、44ページ、45ページが、施設通所介護事業拠点区分の資金収支計算書、46ページは、公益事業の社会福祉センター事業拠点区分の資金収支計算書であります。

47ページから56ページまでは、事業活動計算書の内容であります。

49ページは、法人単位事業活動計算書で、損益計算書に相当するものであります。勘

定科目の当年度決算Ａの欄、中段よりやや下段に、当期活動増減差額（11）が記載されております。令和７年度決算の当期活動増減差額は21万1,632円となっております。

表の下から３行目のその他積立金取崩額８万8,000円を加え、その下のその他積立金積立額752万4,000円を積み立てることにより、一番下の欄、次期繰越活動増減差額は３億9,412万1,022円となり、61ページの貸借対照表上の次期繰越活動増減差額と一致しております。

50ページ、51ページは、事業活動内訳表、52ページから55ページが、拠点区分の事業活動計算書が記載されております。

54ページをお開き願います。

指定管理となっている心和園及びデイサービスセンターの施設通所介護事業拠点区分の事業活動計算書であります。（Ａ）の欄が令和７年度の決算となります。

55ページ、中段、サービス活動増減差額（３）2,292万8,845円となっており、令和６年度の数字と比較して、プラス146万2,738円となっております。

57ページから59ページまで、貸借対照表の内容であります。

59ページをお開きください。

令和８年３月31日現在の法人単位の貸借対照表であります。まず左側、資産の部。当年度末一番下の段、資産の部の合計８億4,486万7,606円につきましては、右側、負債の部、当年度末、中段の負債の部の合計9,563万2,019円に、下から２段目の純資産の部、合計７億4,923万5,587円を加えた額が、最下段の負債及び純資産の部、合計欄８億4,486万7,606円と同額で一致しております。

次に、60ページから69ページまでが、各事業区分・拠点区分別の貸借対照表が記載されております。

次に、71ページから78ページまでが、法人全体で作成する付属明細書、79ページから101ページまでが、拠点区分で作成する付属明細書です。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、103ページから106ページは、財産目録となっており、内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

107ページは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告でございます。令和８年５月12日に会計及び業務の監査を受けた報告内容となっております。

次に、109ページからは、令和８年度事業計画書でございます。

111ページに、事業方針及び重点推進項目とし５項目が記載されております。

１、複雑・複合課題への包括的相談支援の確立。２、地域の社会資源における連携体制の強化。３、年代や分野にとらわれない交流の場の創出。４、共感と主体性を持った人と人とのつながりの強化。５、生活を支えるための介護保険サービスの充実と記載されております。

112ページから115ページは、事業実施計画で三つの拠点区分に分け、さらに七つの事業区分に分けて、具体的な内容が記載されております。

112ページに、一つ目の拠点区分の法人在宅事業があり、その区分としては、法人本部事業、113ページには、受託事業、訪問介護サービス事業としては、114ページにかけて記載されており、114ページに居宅介護支援事業が記載されております。

114ページの中段から二つ目の拠点区分として、施設通所介護事業があり、その区分として、施設介護サービス事業、いわゆる特別養護老人ホーム心和園の事業、115ページに、通所介護サービス事業、いわゆるデイサービスセンターの事業が記載されております。この二つにつきましては、町からの指定管理の内容の事業でございます。

115ページ中段には、三つ目の拠点区分、社会福祉センター事業があり、社会福祉センター運営事業になります。

117ページからは、令和８年度の資金収支計算書で、事業計画と同様、三つの拠点区分と七の区分となっております。

119ページは、令和８年度の法人全体の資金収支予算書で、全ての事業の合計が記載されております。資金の収支を計算し、前年度と比較したものでございます。

なお、表の中段に施設整備等による収支の部があり、その支出のコの欄に設備資金仮入金元金償還支出がゼロ円となっております。これは、厚岸町社会福祉センターの増改築工事に係る借入償還が、昨年度をもって終了したものであります。このことにより、町における債務の負担は令和７年度で終わっており、令和８年度からの債務の負担はございません。

120ページは、社会福祉事業の資金収支予算、121ページは、公益事業の資金収支予算、122ページから126ページまでは、拠点区分ごとの収支予算となっております。

127ページから137ページまで、七つのサービス区分ごとの収支予算内訳となっております。内容の説明については省略させていただきます。

最後に、最終のページの139ページをご覧願います。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。任期は、表の下に記載がありますが、令和７年５月30日から選任後２年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとなっております。

以上、大変簡単な説明ではございますが、報告第９号につきましては、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

７番、南谷議員。

●南谷議員　まず、利用状況についてお尋ねいたします。

26ページを見てください、この経営状況説明書の26ページです。中段のほうに、②利用状況が記載されております。ここは、心和園の延べ人数が記載されています。令和７年度合計で１万7,268人ですか、昨年が、たしか１万6,558名ですから、710名の増となっております。

こちらのほうは、710人増えたということで、次に、28ページの中段に、ここにも②で利用状況が出ております。これは、ショートステイの関係だと思うのですけれども、ここで合計で合わせまして、28ページのショートステイは、1,295人と5,588人、合わせまして6,883人。昨年がたしか、昨年より809名増となっております。

どちらもいずれも、延べ利用人数が伸びており、稼働率はアップしております。まず、この要因について説明してください。

一方、収支でございます。91ページ。

ここを見ていただきたいのですが、真ん中ほどに、これは心和園とデイサービスの事業活動資金収支差額なのですけれども、ここの合計が、事業活動資金収支差額（３）イコール（１）マイナス（２）になっています。ここの合計が、3,025万3,411円。この数字で決まっておりますが、ここが対前年比116万7,374円、収支改善となっております。昨年より収支がよかったというふうに理解させていただいたのですが。

デイサービスなのですけれども、これ、デイサービスと両方入っているのですが、一方、デイサービスのほうは、昨年比555万3,908円減となっております。令和７年度は、デイサービスのほうが下がったよと。この下がったものと上がったものがあるのですけれども、それぞれの内容の説明をしていただきたい。

●議長（大野議員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長）　お答えさせていただきます。

まず、心和園の多床室において、令和６年度と比較して710名の増となっております。この大きな要因としましては、26ページの③として、入退所の状況、こちら記載がありますが、昨年度は入所・退所ともに10名となってございます。令和６年度は、入所が25名、退所が22名でありました。このことが大きな要因でありまして、退所者が少なかった。そういうことで、次の方が入所するまでの間というのが空きの状態が少なかったという状況であります。退所者が多かった場合は、どうしても次の方が入所するまで多少の日数がかかってしまいますので、空きの状態が増えると、そういうふうになりますと、稼働率が落ちるというような状況になってきます。

そして、短期入所、このショートステイの状況ですが、こちらも令和６年度と比較しまして809名増えております。こちらにつきましては、昨年度、令和６年度の稼働率が83.2％と低かったということもございます。ただ、令和７年度につきましては、施設の空きと、また利用者の利用希望日、これがうまく調整できまして、円滑にいったことにより、空きの状態をつくる日数が減ったと、稼働率が上がったというような状況でございます。

次に、収支の関係でございますけれども、まず、心和園のほうでありますが、昨年と比較して、116万円ほど収支改善になって、収支が上がってございます。この要因なのですけれども、稼働率が上がったこと、それから、介護報酬の処遇改善の加算があったことによって、介護保険事業収入が令和６年度と比較して1,510万円ほど増えております。

また、給与改定を行ったことによります補助金等が道からも入ってきまして、その補助金も170万円程度増えております。

反対に歳出でありますが、処遇改善という部分で人件費のベースアップを行ったことによりまして、人件費が1,510万円ほど上がっております。あと、それぞれ若干増えている部分、減っている部分がありますが、この部分が大きな部分でありまして、トータルでは116万7,000円ほど、昨年より収支差額の額が増えたということになっております。

続いて、通所介護サービス、デイサービスセンターのほうについてでありますが、こちらは、収入金額が令和６年度から比較しますと、20万円程度の減額でございました。

支出においては、こちらのデイサービスのほうも職員の処遇改善に伴う給与のベースアップ、さらには、心和園とデイサービスの人事異動に伴う異動がありまして、人件費が、令和６年度よりも440万円ほど上がっております。この人件費が上がった部分が、令和６年度よりも550万円ほど差額が減ってしまったというような状況でございます。

●議長（大野議員）　７番、南谷議員。

●南谷議員　今、詳しい説明をお聞かせいただきました。

まず、今、聞きまして、施設運営上、利用者数が伸びていることは、私なりに判断をすると、運営事業者の皆さんというのですか、働く皆さんの努力の賜物と改めて敬意を表したいなと思います。

一方、収支なのですけれども、今、説明を聞いていますと、人件費アップ、職員それぞれの処遇改善のために、最終的に収支を圧迫したと、こういう理解をいたしました。そういうことでよろしいのでしょうか。

それから、119ページを見てください。先ほど説明の中でも、ちらっと説明していただきました。施設整備等による収支、収入と支出なのですが、それぞれ、収入は施設整備等補給収入がゼロ、支出のほうでは、設備資金借入金、元金償還、支出もゼロとなっております。これは、今の説明ですと、過去の改修費の費用、借入金の償還が令和７年で終わりましたよと、こういう理解をいたしましたので、年度末ではゼロだよと。

ということは、私も調べさせていただきました。地方自治法の243条の３第２項の定めにあります。これによりますと、ここで言うと、当該信託に係る事務の処理状況を説明することを政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。経営状況調査報告書を、次の決算が終わった時点で出しなさいと、報告しなさいということが義務づけられていると、自治法の中でうたったのですよ。これに基づいて、今までしてきた。今度は、助成をしていないわけですから、必要がなくなるわけですよね。そうすると、来年、今までずっと補助をしてきたから、これまでこの状況説明報告書は議会に提出されました。来年からは必要がなくなりますよ。今までやってきたことがなくなる。

ですけれども、法律上はそういうことで、これを提出しなくてよくなるのですけれども、厚岸町にとって、社協で行っている事業、心和園の運営も含めて相当なボリュームがございます。全く議会に関係ないよと、こうなっては私はいかがかなと思うのですが、町としてこの点、どのように捉えているのでしょうか。

●議長（大野議員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長）　お答えさせていただきます。

まず、収支の関係でありますけれども、収支の関係は、議員がおっしゃっているとおりでよろしいと思います。

それで、この地方自治法243条第２項の関係で、これまで、社会福祉協議会の経営状況説明というものはしてきましたけれども、来年からどうするのだという話でございますが、社会福祉協議会につきましては、平成26年の４月から、指定管理者として、厚岸町立特別養護老人ホーム心和園と、厚岸町在宅老人デイサービスセンターの施設の管理・運営をいただいております。

このことから、毎年、町の条例に基づきまして、60日以内に管理する施設の管理する事業報告書というものを厚岸町に提出することになってございます。

このことから、心和園とデイサービスに関しては、今後、議会への報告はこれで終わりということではなくて、この指定管理に関する事業報告書につきましては、何らかの形で議会のほうに報告させていただきたいと思っております。

●議長（大野議員）　７番、南谷議員。

●南谷議員　２回目ですね。

大変な問題だと思うのですよ。今まで当然のように、ずっと私、議員になってきてから毎年これは見させていただきました。でも、今度はなくなるのですよね、これが。必要がないわけですから、法的義務がないと。

そうすると、全くなしよと、こうなってしまうのかな。何らかの方法でと言うのだけれども、当然、理事者としても、これだけの問題でございますから、私は、何らか事前に検討されていると思っているのです、正直な話。少なくとも、これだけの問題があるわけですから。私でも、このくらいのことを気づくわけだから。当然、理事者として、これだけのボリュームのものを、議会に対してどうするのかということを検討されていると思います。いかがですか、この辺についてどうされるのですか。何らかの検討では済みませんよ。

やはり、議員の皆さん、それぞれどう考えているか分からないですけれども、私は、何らかの方法で、きちんと継続的にある程度のものは示していただければなと。義務はないかもしれないのですよ、そう思うのですが、いかがですか。

●議長（大野議員）　副町長。

●副町長（早川副町長）　お答えさせていただきます。

これにつきましては、以前から償還の終了について把握している状況で、今年度までの議会における報告事項ということで、社協と現課、町としましても認識していた状況でございます。

根拠につきましては、説明いただいたとおりでございまして、少なくても、対象となる法人の運営状況、収支について報告が必要であったということだったと思います。今後、法人についての報告等は根拠がないということで、必要がないというふうに基本的には考えております。

ただ、その中で、現在は、町の施設として運営を指定管理としてお願いしている社協でございますので、少なくても、施設での利用状況、それから収支の状況、これについ

ては、議会に対して報告が必要というふうに認識しているところでございます。
ただ、これを議会の本会議で説明をする、根拠を持って説明するということになるのかというところでは、実は、まだ確認していないのですが、私たち、もともと考えていたのは、福祉分の所管とする厚生文教常任委員会か、議員協議会か、この辺りに報告が必要だというふうに認識していたところでございますので、今後、来年度報告に向けて、この辺の調整をしていきたいというふうに考えているところでございます。

●南谷議員　はい、いいです。

●議長（大野議員）　ほかございませんか。
10番、堀議員。

●堀議員　今年度で最後ですから、お聞きするのですけれども、役員報酬についてお聞きします。理事、評議員、幹事、それぞれの役員報酬というのは、どのような額で支出をされておりますでしょうか。

●議長（大野議員）　休憩します。

午後１時41分休憩

午後１時45分再開

●議長（大野議員）　再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長）　お答えさせていただきます。
社会福祉協議会としまして、役員等の報酬に関する規定というものがございまして、この中では、常務理事月額17万4,300円というふうにはなっておりますが、今現在、理事の方は、職員と兼務しておりますので、報酬ではなく、給与として払っているという話でございます。
52ページに、法人在宅事業拠点区分の事業活動計算書がございますが、この中で、人件費、役員報酬とございますが、ここに23万6,271円とありますが、こちらについては、費用弁償で、会議のたびに出た費用弁償ということであります。

●議長（大野議員）　10番、堀議員。

●堀議員　そうすると、常務理事以外の方々については無報酬でのということですね。はい、分かりました。
そうすると、今、国会議員とかで、ちょっと騒いだ国保逃れということについては、報酬月額がないので、社会保険のほうに入っているということはないというふうに理解

してよろしいのでしょうか。

●議長（大野議員）　休憩します。

午後１時46分休憩

午後１時47分再開

●議長（大野議員）　再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長）　すみません。今確認しましたら、そういうことはないということでございます。

●議長（大野議員）　ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員）　なければ、質疑を終わります。
これをもって、報告済みといたします。

●議長（大野議員）　日程第14、報告第10号「株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について」を議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
観光商工課長。

●観光商工課長（田﨑課長）　ただいま上程いただきました報告第10号「株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について」、その内容をご説明申し上げます。
この経営状況説明書は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、本議会に報告するものであります。経営状況説明書は、別冊でご用意させていただいておりますので、ご覧願います。
それでは、本説明書の内容についてご説明いたします。
まず、１ページから15ページまでは、第33期の営業報告書及び決算報告書で、令和７年４月１日から令和８年３月31日までの事業期間に関するものであります。
２ページをご覧願います。
総括事項についてです。北海道観光は、インバウンド需要の高まりや猛暑関連消費の拡大が追い風となり、観光情勢は、おおむねコロナ前の水準まで回復しており、観光は改善が続いていると評価されております。宿泊延べ人数についても、国内客・訪日客と

もに増加しており、特に外国人宿泊者数はコロナ前の水準を上回る期も出始め、北海道を訪れる訪日外国人は、アジアの割合が非常に高くなっています。

一方で、エリアごとの観光入込状況の分析では、札幌・小樽・千歳などを含む道央圏への集中が続いており、道北・道東などへの入込みは、低調な状況となっています。

また、昨年４月から10月に開催された大阪・関西万博の影響で、夏休みの旅行シーズンに関西方面への誘客が一層進んだ結果、団体募集型旅行の利用も減少し、当施設への入館者数が減少したものと考えられます。

経営状況につきましては、物価高騰や円安の継続など、外的要因への警戒感が強まっており、その影響により、雇用や消費の先行きも不安定な状況となり、大変厳しい営業年度となりました。

対策として、物価高騰に対応するため、販売商品の価格改定を行ったほか、町民利用の拡大を図るため、割引クーポンの配布を行い、また、テイクアウト販売の強化にも取り組みました。

これにより、食を中心とした地域ブランド力の向上を進め、カキやウイスキー、クラフトビールを核とした「ガストロノミー・ツーリズム」の推進を図ることができました。

防災面では、防災道の駅としての機能強化を図るため、新たに防災士を２人増員し、避難場所開設の際は、全員が一丸となって対応に当たり、その時々の反省点や課題を整理しながら、想定される災害への対策強化と体制づくりに努めております。

営業数値の詳細といたしましては、来館者数は昨年度を下回り29万1,822人、前期比94.5%、１万6,885人の減少となりました。総売上高は、６億371万4,000円、計画費96.3%、前期比98%となりましたが、価格改定や仕入れ努力により、純利益は679万7,000円、計画費103%となりました。

また、国土交通省北海道開発局が調査するスタンプラリー完走者が選ぶ「北海道道の駅ランキング2024」において、いち押しのおいしいもの部門、７年連続の第１位を達成し、加えて、旅行グルメ雑誌「北海道じゃらん」道の駅ランキング2026においては、16年連続となるレストランなどの食事部門満足度第１位を達成することができました。

以上が、総括事項であります。

次に、４ページの総務事項についてでありますが、株主総会及び取締役会の開催状況、株式事項、役員、従業員、旅行会社との契約及び取引状況につきましては、記載のとおりであります。

次に、５ページの月別入館者状況であります。月別の入館者数については、記載のとおりでありますが、年度合計では、一般入館者数が28万2,475人、旅行会社関係の入館者数が9,347人、合わせて29万1,822人の入館者総数となっております。

次に、６ページからは決算報告書についてであります。

７ページをご覧願います。

まず、貸借対照表でありますが、資産の部では、流動資産は１億5,895万9,949円、固定資産は323万3,503円。資産合計では１億6,219万3,452円であり、前期との対比で16.1%の増となっております。

負債の部では、流動負債が5,800万9,246円で、前期との対比で42.2%の増となってお

ります。固定負債については、前期同様ありません。

純資産の部では、株主資本の額が１億418万4,206円で、前期との対比では5.3％の増となっております。

利益余剰金は3,918万4,206円となり、前期との対比で15.6％の増となっております。

次に、８ページは財産目録でありますが、内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

９ページをご覧ください。

損益計算書であります。売上高科目のうち、純売上高は５億6,029万9,919円で、前期との対比では2.1％の減であり、これに指定管理費等収入と体験観光収入を加えた売上高は６億371万4,056円となり、前期との対比では２％の減となっております。

売上原価は３億7,630万8,881円で、前期との対比では1.1％の減。売上総利益については２億6,392万6,142円で、前期との対比では増減はありません。

一方、経費でありますが、販売費及び一般管理費は２億6,225万1,356円で、前期との対比では３％の増となっており、その内訳は、10ページに示しておりますので、ご参照ください。

この結果、営業利益が167万4,786円となっております。

営業外収益については512万2,605円で、前期との対比では14.7％の増となっております。

営業利益の167万4,786円に、営業外収益の512万2,605円を加え、今期は679万7,385円の経常利益となっております。

この結果、法人税などを差し引いた当期の純利益は528万4,485円となっております。

余剰金の処分につきましては、14ページでお示ししております。当期純利益と前期からの繰越余剰金を合わせ、3,918万4,206円が次期繰越余剰金となりますが、会社所有の営業に関わる備品設備の維持・更新や、会社運営の財源確保を図るため、株主配当をせず、次期繰越利益として処理されたものであります。

戻りまして、11ページは、株主資本等変動計算書であります。当期純利益の528万4,485円の計上により、純資産の部合計の当期末算高は１億418万4,206円となっています。

12ページは、個別注記表でありますが、内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

13ページは、監査報告書であります。

次に、15ページですが、部門別収支決算書であります。一番下の行には、それぞれ部門ごとの経常利益の額が記載されておりますので、前期との対比を口頭で申し上げます。

総務部門は1.3％の増、２階のレストラン部門は8.6％の減、２階の魚介市場部門は17.2％の減、１階の喫茶部門は4.3％の減、２階のバール部門は55％の増、１階の展示販売部門は9.2％の減となっております。２階のバール部門のみ、経常利益増加となりましたが、その主な要因は、令和６年度に担当スタッフの不在に伴う長期休業がありましたので、これが解消されたことによるものです。

16ページからは、令和８年度第34期の営業活動計画についてであります。

17ページをお開きください。

令和８年度営業活動計画であります。営業の概要につきましては、国内旅行における観光の動向は、インバウンドの増加に伴い、緩やかに回復しつつありますが、様々な要因による物価の高騰や流通問題、人手不足などにより、今後の経営環境は不安定要素の多い幕開けとなりました。

このような状況の中にあっても、これまで展開してきた豊かな食と景観をセールスポイントとして生かしながら、各事業展開を進めてまいります。

経営面では、ＳＮＳによる情報発信機能を一層強化するとともに、観光ＤＸの推進により、新たな観光ビジネス戦略の創出を図ります。

また、アドベンチャーツーリズム事業においては、地域資源と地域環境を活用した、自然と共生する持続可能な観光を目指してまいります。

さらに、厚岸町防災交流センターと連携した避難訓練体制や防災対策に取り組み、防災に対する意識の向上と強固な組織づくりを推進してまいります。

その上で、当期の計画では、19項目にわたる実施事項を掲げて取り組む方針を記載しておりますが、内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、22ページは、令和８年度部門別収支計画書であります。当期の計画は、令和７年度の実績を踏まえ、各部門別ごとに計画額の積上げを行い、全体の純売上高で、前期実績の3.2％の減となる６億677万2,010円を見込んでいます。

売上原価では３億4,082万円。売上総利益では２億6,595万2,010円。前期実績との対比では1.8％の減を見込んでおります。

一方、経費合計では、前期実績の1.0％減となる２億6,483万9,000円を見込んでおります。

これにより、営業利益は111万3,010円を見込んでおります。

営業外収益では、草刈委託料など360万円を見込んでおります。

この結果、経常利益は471万3,010円を見込んだ計画となっております。

以上、経営状況説明書の内容説明ですが、このほかお手元には補足資料として、株式会社厚岸味覚ターミナル開設後の各年度の収支決算状況の推移と、令和７年度第33期の部門別収支決算を計画額と比較した表をお配りしておりますので、参考としてください。

以上、株式会社厚岸味覚ターミナルの経営状況の説明とさせていただきます。

大変簡単な説明でありますが、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

７番、南谷議員。

●南谷議員　入館者数は、令和６年よりも減になっている。売上げも減となった。ですけれども、経常収益が600万円ほどアップしたよと、こういう数字になっております。

そこで、この要因について、まず説明してください。

●議長（大野議員）　観光商工課長。

●観光商工課長（田﨑課長）　まず、入館者数の減についてでありますが、総括事項でも触れさせていただきました。昨年やはり、万博の影響がかなり大きかったものと推測しております。ちょうど、稼ぎ時と言ったら何ですけれども、夏場、ゴールデンウィークぐらいから秋口ぐらいまでの、北海道で俗に言う観光シーズン、この際にやはり、大阪での万博、こちらのほうに人が流れていったのではないかと。

また、それに伴いまして、団体ツアーのほうも、その時期に北海道のほうでというものが、やはり減少していたというようなことが考えられるというふうに思います。

このほかの要因としては、釧路・根室管内の観光客の入込みのほうから推計しますと、特に昨年、入込客を伸ばしたというのが、白糠と浜中になっております。白糠は、ご存知のとおり、道の駅が全面リニューアルをしたといったようなところで、かなりの入込客数が伸びたと。その影響ももちろん、コンキリエのほうにも、大小なりはあるのではないのかなというふうに考えております。

また、浜中が観光客が伸びたと。これにつきましては、霧多布岬のほうで、ラッコを見ることができると。浜中は昨年辺りから、これを全面的に打ち出して、これを見に来る観光客がかなり増加したと。これも、例えば、厚岸町に寄らないで、まっすぐ浜中のほうに行ったというようなことも考えられるのではないのかなというところです。

これらの要因が重ね合わさって、令和６年度よりも、入込みの入館者数というのは減ったのではないかなというふうに分析しております。

売上げにつきましても、これに比例しているものと判断しております。館に来るお客さんが減っている関係上、そこでお金を使う方も減っておりますので、売上自体は落ちたのかなというようなことであります。

ただし、これは前年比ではなくて、計画比では利益自体は上がっているといったようなところであります。これにつきましては、コンキリエのほうでのメニューの価格改定、これは、物価高の影響等ももちろんあるのですけれども、それに踏み入ったのと、昨年、新聞折込み等で、町民の皆さんに配布したクーポン券、こちらを使って町民の方々が来てくれていたといったようなところがありましたので、これらが合わさって、売上げというか利益自体は計画比を上回ることができたと、このように分析しております。

●議長（大野議員）　７番、南谷議員。

●南谷議員　そうすると、経営努力を非常にされているというふうに理解しております。

ですけれども、今言うように、浜中、白糠、それぞれ営業努力をして、入館数を伸ばしております。厚岸町もカキ・アサリだけでは、マンネリ化して、今、事業計画を見せていただいたのですけれども、あまり変わってないのですよね。宿泊施設が厚岸にない、そういう中で、どうしていくかという新しい取組というのが、いま一つ見えないので、この辺についても、さらなる商工観光課としても、一つ知恵を絞っていただきたいと思います。

それから、債務の状況なのですけれども、収支の状況なのですけれども、今まで、町とコンキリエの関係で、指定管理の関係で、ある程度数字が、私の判断ですよ、ある程

度大きい数字だなという理解をしています。いつまでも、これだけの数字を出していけるのか、どうなのかというのが気になるところでございます。この辺について、担当課としては、どのように捉えているのかお尋ねさせていただきます。

●議長（大野議員）　観光商工課長。

●観光商工課長（田﨑課長）　まず、令和８年度を含めて今後の事業の関係ということで、そんなに目新しいものがないのではないのかというようなご指摘でありました。コンキリエといたしましても、いろいろな手は打っていこうというようなことでは考えております。

また、町といたしましても、今までここ何年間かは、やはりコンキリエが、例えば道内であったり、道外であったりの催事と言われているイベントに出ていくということが、当初の頃は結構あったのですけれども、ここコロナ明けからは、ほぼないような状況でもありました。

こういうところを、私ども観光商工課としても、コンキリエと協力しながら、今年においては、もう既に８月ではありますけれども、札幌の道庁前の広場におきまして、町とコンキリエで協力して、この催事、３日間の催事ですけれども、そういうものを取り組んでいくだとか、あとは、観光関連団体でつくっておりますプロモーション実行委員会というところでも、積極的にコンキリエの、もちろんＰＲも含めた活動を行っていくといったようなことを考えております。これだけでは多分、足りないと思いますので、今後、コンキリエとも協議しながら、いろいろな事業展開を図っていきたいと。

それと、新しい事業といたしましては、昨年ですか、紙での皆さん、町民向けのクーポンは配布しておりましたが、これは、今年は新たに、これもＳＮＳになります。ＬＩＮＥというものを使いまして、ＬＩＮＥでクーポンを使えるようにというようなことを、今、取組を考えております。

このようなことで、今度は電子クーポンという形になりますので、それで、より町民の方々にもっとコンキリエを利用してもらおうというような取組を考えていきたいというふうに考えております。

それと、指定管理費の関係でありますけれども、どうしても基準となります建物の中での面積按分している部分があります。これは、町として必要としている部分と、コンキリエの営業活動における部分というのを明確に分けて、そこに関係する維持費的なものは、町がやはり負担していかなければならない部分ではあろうというふうに思っております。これに、プラスの要因として出てくるのが、冬季、冬場における入込客数の減少に伴う売上げの減少、これを補填するために出している部分があります。

これは、やはり冬場、いろいろなところでも考えておりますけれども、北海道、特にこの道東方面は、冬場の観光客の入込みがかなり厳しい状況にある。これは、厚岸町のみならず、道東の地域全体的に言える問題であるというふうに、各関係自治体のほうも認識している状況にあります。これにつきましては、釧路、根室、例えば網走、今、このような三つの振興局、振興局単位の中で、総合振興局が音頭を取りながら、いろいろなツアーの造成だとか、移動の在り方などの、もう検討会議を本年４月から立ち上げて

勉強している状況にあります。

このようなことで、厚岸町も、そこからいろいろな情報を得て、何とか冬期の観光客を増加に持っていく。そうすることによって、コンキリエの冬期への支援というのは、必要がなくなっていくことになりますので、この冬場の観光、以前から言われていることですけれども、ここを何とか、夏場とは言いませんけれども、ある一定の水準まで高めていきたいと。こうすることによって、指定管理料の減少というものが取れるというふうには考えております。

●議長（大野議員）　７番、南谷議員。

●南谷議員　それぞれ努力されるということは、やはり大切なことだと思います。指定管理料の金額の割に、厚岸町のイメージアップというのですか、厚岸町の部分というのは、順々、狭まってきているように思うのです、コンキリエの中で。

最初は、事務所のほうに窓口がありましたよ。順々、端っこに追いやられていると。それはそれで、戦略上いいのですけれども、金額は同じだよと。

そうすると、町民から見ると、指定管理料は同じなのに、厚岸町のイメージというのは下がっていっているのだよ、小さくなっていっているのですよ。それが、どうなのかというのは、いろいろ議論の余地があると思うのですけれども、いずれにしても私は、高いとかどうのこうのというよりも、コンキリエとして、きちんと収支をプラスにしてもらえればいい話なので、その辺も含めて、そろそろ一考を要するのではないかなと思うのですが、いかがですか。

●議長（大野議員）　観光商工課長。

●観光商工課長（田﨑課長）　コンキリエ、厚岸町というような見方、捉まえ方というようなことになろうかなと思いますけれども、私どもは、町の事業として、例えば、札幌やいろいろなところでイベントを行っている機会があります。その際は、もちろん道民の方々、厚岸町という名前をもちろん知っている方は大多数ですけれども、実は、コマーシャルでも皆さん見たことがあるかなと思いますけれども、コンキリエのコマーシャルの変な外国人が踊っているようなのがあると思います。あれの絵を見せるだけで、実は、道民の方々、厚岸町のコンキリエだと言ってくれるのです。

今、そういうようなことで、コンキリエはコンキリエ、厚岸町は厚岸町というような考え方はあろうかなと思いますけれども、厚岸町にある道の駅であります。私は、イコールの関係でよろしいのかなというふうに思います。コンキリエが潤ってくれて、認知度が上がってくれれば、それは必然的に厚岸町の認知度が広まっていることにつながるのではないのかなと。コンキリエを目指して人が来てくれるのであれば、それは厚岸町に人が来てくれて、コンキリエ以外でも、いろいろな部分でもお金を落としていっていただけるのではないのかなと、そのように感じております。

ただし、施設の中で確かに、当初、総合案内所ですか、あちらは入口に入ってすぐ左側というようなところにおりましたけれども、私は、逆に向かって右側のほう、水族館

の手前にある、常にずっとスタッフが、訪問、訪れてくれるお客さんの目の前にいるといったほうが、より案内者としてはいいのではないのかなというようなことは思っております。これは、お互いの見方の違いもあるのかなと思いますけれども。

いずれにせよ、町として、コンキリエというか道の駅ですね、これは大変重要な一つの組織であると、また、一つの建物であるというような認識をしておりますので、それはもちろん、お金を出せばいろいろなことはできますけれども、限られた予算の中で、コンキリエも町も、最大限の効果を発生できるような事業にこれからも取り組んでいきます。

●議長（大野議員）　ほかございませんか。

８番、石澤議員。

●石澤議員　今、話を聞いていて、コンキリエの果たす役割のような話があったのですが、コンキリエが、こういうふうに認知度を上げることによって、厚岸町の地域の中に、どれほどの効果とか、それを今まで広げてきたのか、これからどういうふうにして地域が活性化していくのかというのは、どういうふうに考えていますか。

●議長（大野議員）　観光商工課長。

●観光商工課長（田﨑課長）　例えば、「コンキリエ」という名前を覚えてもらう、また先ほど、道の駅のランキングや北海道じゃらんでのベスト、ナンバーワンを16回目取ったということがあります。ＳＮＳや何かを見てみますと、わざわざやはりカキを食べに厚岸町、その食べるところはコンキリエというようなところで、カキを食べるためにコンキリエに向かって、そして、そこから波及しているのが、例えば、直売店であったり、そこに行って直接、今度はお土産用のカキを買って。もちろん、時期によっては宿泊も出てまいりますし、同じ厚岸町というキーワードで、今度は、森高さんと農協でやっているソフトクリームと、こういうものにも、さらにつながっていて、これらが全てコンキリエ一つではないですけれども、厚岸町という、そのキーワード一つでつながっているのではないのかなというふうには思っております。

コンキリエが道の駅ということで、イベントに行った際も、例えば、道の駅コンキリエですということを全面的に、もちろん看板は出しますけれども、基本的には厚岸町、厚岸町というような厚岸町のコンキリエですということでＰＲしてくれている状況にもあります。

もちろん、町もイベントに行った際には、厚岸町という看板の中で、これはコンキリエでも扱っている商品なのですよ、これは漁協で扱っている商品なのです、これは農協のアイスクリームなのですということで、ＰＲ活動を展開して、認知度を広めようというような努力をしております。

ちょっと答えになっていないかもしれないのですけれども、このような中で、どこかやはり、一つがこういうＰＲ活動、全面的に出るような活動をしていくと、おのずと、こういう小さなところでは、町の名前が一緒について回るものだというふうに思ってお

ります。
　それなので、「コンキリエ」という名前を打って、コンキリエだけにお客さんが来るのではなくて、厚岸町に訪れて、様々な食や体験をしていただけると、私はそのように思っております。

●石澤議員　分かりました。

●議長（大野議員）　ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。
　これをもって、報告済みといたします。
　休憩します。

午後２時40分休憩

午後３時00分再開

●議長（大野議員）　本会議を再開いたします。
　日程第15、議案第42号「令和８年度厚岸町一般会計補正予算（１回目）」を議題といたします。
　職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
　総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長）　ただいま上程いただきました議案第42号「令和８年度厚岸町一般会計補正予算（１回目）」について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　本件の審議方法についてお諮りいたします。
　本件の審議については、議長除く12人の委員をもって構成する令和８年度一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。
　よって、本件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和８年度一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決

定いたしました。
本会議を休憩いたします。

午後３時01分休憩

午後３時05分再開

●議長（大野議員）　本会議を再開いたします。
日程第16、これより「一般質問」を行います。
質問は、通告順により行います。
なお、厚岸町議会会議規則第61条第５項の規定により、質問時間は答弁を含め60分以内となっております。５分前にベルを鳴らし、合図をいたします。
初めに、10番堀議員の一般質問を行います。
10番、堀議員。

●堀議員　私は、本定例会に対し、次の２点について質問するものであります。
１点目は、防災士資格取得費用補助金制度についてであります。町広報紙５月号において、防災士資格取得費用補助金の制度が始まりましたとあった。この制度について、次のことを質問いたします。
１、防災士資格取得費用補助金制度の詳細。
２、町が、防災士に期待するものは何か。
３、防災士は、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する民間資格でありますが、この資格を取得するための費用助成と、他の民間資格取得との差違は何か。
４といたしまして、補助金額の上限設定根拠を示されたいと思います。
大きな２点目は、町内空き家対策についてであります。
町内には、空き家が多数存在し、その数は増えてきているように思われます。令和７年度において、町は、空き家に関する調査を実施しましたが、このことについて、次のことを質問いたします。
１として、令和７年度実施の調査結果と、令和２年度の調査結果との比較。
２として、今回の調査結果を、町はどのように捉えているのか。
３として、今回の調査結果を基に、町はどのような施策を展開しようとするのか。
４は、周辺住民の安全のため、危険家屋への対策を強化すべきと考えるがどうかについてであります。
以上であります。

●議長（大野議員）　町長。

●町長（三浦町長）　10番堀議員のご質問にお答えいたします。
１点目の防災士資格取得費用補助金制度についてのうち、（１）の防災士資格取得費用補助金制度の詳細についてでありますが、これまで、町では、津波避難訓練の実施の

ほか、地域での防災講話、小中学校での防災教育での講話、町広報紙での防災に関する情報の周知など、町民の防災意識の向上に努めてまいりましたが、地域防災力の一層の向上を図る必要があることから、地域防災の担い手となる人材育成として、防災士資格取得に係る費用を補助するものであります。

補助の対象者は、本町に住所を有する者、または、本町の事業所に勤務する者で、平時や災害時に地域の防災活動に貢献する意思があり、資格取得した旨の情報を自主防災組織や自治会に提供することに同意する者とするほか、町税等に滞納がないこと、暴力団員や関係事業者でないことを条件としております。

補助対象経費は、防災士養成研修講座受講料、資格取得試験受験料、認証登録手数料のほか、資格取得等に要する交通費、宿泊費とし、補助金の額は、これら対象経費の合計額の２分の１で、７万円を上限とするものであります。

次に、（２）の町が防災士に期待するものは何かについてでありますが、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する防災士は、自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で、防災力を高める活動を行うための十分な意識と、一定の知識・技能を習得した人です。災害時、特に大規模な災害であるほど、すぐには公的支援が行き届かないことが想定されます。こうした状況では、自助・共助が大変重要となり、避難場所へや、避難所での支援など、公的支援が届くまでの間の防災士のリーダーシップを発揮した活動が期待されます。

また、平時においても、防災士自身の家庭や職場、地域のみならず、町内の各地域においても、防災士としての知識等を生かした啓発活動や防災に関する取組のほか、町の取組においても、防災士と連携を図るなどして、災害に強いまちづくりに貢献されることを期待しております。

次に、（３）の防災士は特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する民間資格であるが、この資格を取得するための費用助成と他の民間資格取得との差違は何かについてでありますが、民間団体等が認証する防災に関する資格につきましては、防災士のほか、特定非営利活動法人日本危機管理士機構が認証する「危機管理士」、一般社団法人・教育システム支援機構が認証する「防災危機管理者」など複数あり、企業や団体の危機管理担当者は、主な対象としているものや、大規模事故などの人為的原因による危機といった社会的リスクへの対応も含んでいるものなどの違いはありますが、いずれも、防災に関する知識等を習得し、試験や審査を経て認証されるものであります。

その中でも、防災士の取得者は全国で36万人を超える状況にあり、災害に関する報道などでコメントする機会が多いなど、全国的に防災士の認知度が高いことや、これまで実施してきた「町長が行く！みんなでスマイルトーク」においても、防災士取得支援の要望など、複数のご意見があったこともあり、町としては、防災士資格取得費用を補助することとしたものであります。

次に、（４）の補助金額の上限設定根拠を示されたいについてありますが、補助金額は、補助対象経費の経費に２分の１を乗じた額で、上限額を７万円としております。上限額の設定につきましては、補助対象経費とする防災士養成研修講座の受講料５万5,800円、防災士資格取得試験受験料3,000円、防災士認証登録手数料5,000円、取得に要する交通費と宿泊費として、札幌市で２日間開催される講座と試験への参加を想定し、町

の旅費規程に準じた往復の交通費、２万1,740円、３日分の宿泊費４万5,000円の合計額13万540円に２分の１を乗じて得た額が６万5,270円となり、万単位に切り上げした７万円を上限額として設定したものであります。

続いて、２点目の町内空き家対策についてのうち、（１）の令和７年度実施の調査結果と、令和２年度調査との比較についてでありますが、空き家等と推定される建築物等の件数は、令和２年度調査の449件から、今回の令和７年度調査では504件となっており、５年間で55件増加しております。

地区別では、湖北地区のほうが湖南地区よりも多く、特に、上尾幌、宮園、尾幌で多い傾向にあります。

構造別、用途別では、木造の戸建て住宅が最も多く、全体の約７割を占めております。

また、建物の損傷度をＡからＤまでの４段階で評価する不良度判定において、前回調査では、比較的軽微な「Ｂランク」が過半数を占めていたのに対し、今回は危険性がある、あるいは将来危険となる恐れがある「Ｃランク」及び「Ｄランク」が過半数を占める結果となり、空き家等の老朽化が深刻化している実態が浮き彫りとなりました。

次に、（２）の今回の調査結果を町はどのように捉えているかについてはありますが、空き家等がもたらす問題は、倒壊等による保安上の危険性だけではなく、生活環境の悪化や景観の阻害など多種多様であります。

町では現在、解体費や改修費に対する補助制度を設けて活用を促しておりますが、なおも、空き家等が増加し、老朽化も進行しているという今回の結果を重く受け止めております。

次に、（３）の今回の調査結果をもとに、町はどのような施策を展開しようとするのかについてでありますが、引き続き、所有者等への働きかけを通じて、当事者意識の醸成を図るとともに、空き家相談会を定期的に開催するほか、解体費や改修費に対する補助制度及び空き家バンク制度を継続して実施してまいります。

さらには、令和７年２月に協定を締結した公益社団法人北海道宅地建物取引業協会釧路支部との連携協力を本格化させ、所有者等からの売買や賃貸に関する専門的な相談対応も含め、空き家等の有効活用に向けた効果的な施策を展開してまいります。

次に、（４）の周辺住民の安全のため、危険家屋への対策を強化すべきと考えるかどうかについてでありますが、危険家屋への対応につきましては、調査結果や町民の皆さんからの情報提供に基づき、現地調査や所有者等への指導、補助制度の周知による自発的な解体の促進に努めてきたところであります。

今後は、周辺の悪影響を未然に防ぐため、これまでの特定空き家等への対応に加え、放置すれば特定空き家等になる恐れがある管理不全空き家等につきましても、速やかに本町独自の判断基準を策定してまいります。

また、管理不全状態の解消が図られない場合は、一定のルールの下、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外となる「勧告」の措置を講じるなど、適切な法的措置も視野に入れ、周辺住民の安全で安心な生活環境の確保に向けて対策を強化してまいります。

●議長（大野議員）　10番、堀議員。

●堀議員　それでは、まず１点目の防災取得費用補助金制度についてお伺いいたします。
　制度の詳細について説明をされました。５月の広報でも、ある程度のことは載っていて、分かってはいたのですけれども、ただ、１点だけ、年齢制限というものがない。未成年者でも取得が可能なのかな、どうなのかなというのが、ちょっと読み取れませんでした。例えば、午前中に傍聴に来られていた小学生や中学生といった方々、未成年の方々も、こういう資格を取得することが可能なのかどうか、これについてはどうなのでしょうか。

●議長（大野議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　防災士の資格取得に係る年齢要件についてですが、認定機関である防災士機構におきましても、年齢制限は設けておりませんので、現に高校生ですとか、そういった方が防災士を取っているという事例もあるようでございます。
　ただ、あまり年齢が低いと、やはり社会的な活動において実技等も伴いますので、そういった面では、ある程度の年齢というのは必要になってくるのかなというふうには思いますが、機構では、明確な年齢制限ということは設けてございません。

●議長（大野議員）　10番、堀議員。

●堀議員　そうすると、今後、自己のスキルアップという観点からも、どんどん受けたいという方が増えてきた場合というものは、全て町のほうでも、この補助の対象として取り扱っていくというようなことでよろしいのでしょうか。

●議長（大野議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　本年度、令和８年度におきましては、初めてということもありまして、どれくらいの受講があるかというのが、ちょっと読み切れないところがあり、札幌市開催を想定して１０人の予算を計上させていただいております。今年度は、釧路市で行われるということで、要する経費がちょっと、交通費等が必要ではなくなりますので、１０人以上は交付決定可能な状況にはありますが、今後、今年度の状況等も見据えながら、当然、町としては、より多くの方に防災士を取っていただきたいという思いもありますので、試験の時期等にもよりますが、予算をオーバーするような状況になりそうであれば、補正予算で対応するですとか、それも限りがありますので、一定程度の予算の範囲内でということには当然なってしまいますが、できるだけ多くということでは考えております。

●議長（大野議員）　10番、堀議員。

●堀議員　２点目を飛ばして３点目ですけれども、防災士は、特定非営利活動法人、民間

資格なのですよね。１回目の答弁にもありましたように、防災危機管理者や危機管理士というような、同じような資格というものも民間資格ではある。今回は、防災士に対しての助成をしますけれども、こういう危機管理士や防災危機管理者の資格を取得しようとする方々にも、助成というものはどうしていくのでしょうか。

●議長（大野議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　町長からの１回目の答弁でもご答弁させていただきましたが、まずは、取得者も圧倒的に多く、認知度も高い防災士をということで、今年度は設定をさせていただいております。

ただ、今回の一般質問でご質問があったように、他の資格もございますので、その辺は、その資格の内容ですとか、そういったものも勉強させていただいて、あとは、他の自治体の例も参考とさせていただきながら、その辺は検討してまいりたいと思います。

●議長（大野議員）　10番、堀議員。

●堀議員　補助金額の上限というものが、７万円を上限とした２分の１ということで設定されて、根拠というものを示されております。札幌での受講というものをある程度想定しているということなのですけれども、町では当然、防災士に対して非常に大きな期待を持っているものだというふうに理解させていただきました。

また、地域においても、この防災士の方々が地域にいることによって、防災力だけではなくて、地域コミュニティを支えていく将来的な人材としても、非常に、要は、協同の意識がある、高い方が受けられると思うので、そういう方々が、どんどん地域の周りにいてくれると、将来的な自治会の役員が少ないとか、何とかというような担い手にも、どんどんなっていくのではないのかなと、なっていってくれるのではないのかなというふうに、あくまで縛るものではないですけれども、そういう期待というものを、大変、地域としても寄せたいなというふうには思っております。

そう言ったときには、７万円を上限とした２分の１ではなくて、７万円を全部、出せばいいのではないのかなというふうに思うのですよね。釧路で受ける場合、これは受講料が高くてですね、防災士の研修受講料が５万5,800円に、受験料や登録料で8,000円で、合わせて６万3,800円かかるといった中では、例えば、釧路までの交通費というものもあったときには７万円ぐらいを、７万円ぐらいと言ったらおかしいですけれども、全額を札幌、せっかく釧路で、そうすると、より近いところで受けようとするし、それであれば７万円全額出してあげてもいいのではないのかなと。そういうことをすることによって、より身近に、防災士の数が増えていって、地域の防災力、また地域コミュニティの担い手としても期待をできるなというふうに思うのですけれども、そのようにされていく考えというのはございませんでしょうか。

●議長（大野議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　今回新たに始めておりますこの制度におきましては、２分の１ということで設定させていただいております。この２分の１につきましては、他の自治体等も参考にしながら、それと、個人の財産ともいえる資格取得になりますので、そこは取られる方の意識といいますか、責任感といいますか、そういったところもあって、全額ではなく、２分の１ということで設定させていただいております。これを全額とすると、いわゆる言葉があれかもしれませんが、資格コレクターみたいな方ですとか、そういった貢献を期待できない方までもというところもあろうかなというところも、ちょっと思ったりするところもあるものですから、一定の自己負担もしていただきながら、そういった資格取得に臨んでいただけたらなと。

それと一方で、個人につきましては、２分の１ということで設定させていただいておりますが、自主防災組織の支援する補助金、こちらのほうも合わせて制度改正をいたしまして、自主防災組織、あるいは自治会の構成員であって、会長の推薦をいただけた方につきましては、14万円を上限に全額を助成するということで、この５月にも、その自主防災組織活発化支援のご案内を文書で差し上げたときにも、その内容について紹介させていただいて、周知させていただいておりますので、そういった地域に、特に根差して活動いただけるという方につきましては、全額ということでの制度設計をしております。

●議長（大野議員）　10番、堀議員。

●堀議員　自主防災組織は、自治会からの推薦というものを、ただそこをやってしまうと、その地域に縛られてしまうという、やはり思いがあると思うのですよね、受講する方々でも。そうではなくて、１人でも多くの方々を増やしたいというのであれば、やはり、あまりそういうところではなくて、その負担を少なくした中で資格取得者を増やすような手はずというものを、今後も検討・研究などを進めていってもらいたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　より多くの防災士資格取得者が増えてくれることを願っているところでありますので、すぐに２分の１から全額に上げるということではなく、この状況を見させていただきながら、そういった補助割合のアップ、増額という部分も、今後検討させていただきたいと思います。

●議長（大野議員）　10番、堀議員。

●堀議員　続きまして、空き家対策についてお聞きいたします。

調査結果の比較表というものを頂きました。その中で、449件の504件で、12.2％の伸び率を示しているというものでありました。

一方、マイナスの地区というものもあるのですよね。このマイナスの、黒三角になっ

ている地区というのは、解体が進んだという認識でいいのか、それとも、空き家だったところに入居者が新たに入ることになったというものが多かったという認識なのでしょうか、どちらなのでしょうか。

●議長（大野議員）　総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長）　お答えいたします。
　全てが当てはまるわけではないのですが、ご質問者おっしゃられるとおり、解体されたもので減っているとか、空き家が使われて減っているというところはあるかと思います。

●議長（大野議員）　10番、堀議員。

●堀議員　ちなみに、解体費用は今、町が助成しています。そういった中では、過去、今までで何件が、この５年間の中で、その町の制度を使った中で解体をしたのかというのを教えてください。

●議長（大野議員）　総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長）　お答えいたします。
　令和３年度から、こちらの解体の事業を始めております。ご質問者おっしゃられております５年間で行っておりますが、５年間で97件の解体が、この補助金を使って行われたということであります。

●議長（大野議員）　10番、堀議員。

●堀議員　そうすると、増えた分で97件ですから、減った分よりも多いわけですから、では、まあ、この表に表われてこない中で、空き家というものが増えているのだというものが読み取れるのかなというふうに思います。
　そこで、空き家の解体が進まない理由としましては、やはり多額な費用というものが、かかってしまうという。町がいくら助成したにしても、全額を助成するわけにもいかないし、かといって、個人負担としても、それほど多額なものを出すものではいかないといった中では、やはり、何らかの対策を考えていかなければ、空き家の解体というものは進んでいかないのではないのかなというふうに思いますけれども、この点について、何らかの施策・方策というものはないのでしょうか。

●議長（大野議員）　総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長）　お答えいたします。
　今、この除却、解体の補助金というのは、毎年50万円上限の20件の1,000万円の予算

で、予算計上させていただいております。このうち、２分の１が国の補助、そして、町の負担が２分の１という形で、50万円を上限として、今、行っている事業ということになります。

実際、今、ご質問者がおっしゃられたとおり、解体の費用というのは、年々上がっている状況にはあります。今ですと、一軒家を壊すとなると、200万円を超えるような状況も多くなっておりますので、そのうち50万円となりますと、３倍以上が本人の負担額というところになりますが、この国の事業を使っているという中では、この２分の１の基準としては、このような状況になっておりますので、ただ、50万円以上になりますと、やはり町の負担も増えてくるということになりますので、そこの部分は、なかなか難しいのかなというところはあるのですが、今は20件という上限を設けさせていただいておりますけれども、この件数を、少し増やす方向も考えていかなければならないのかなというふうに考えております。

そう申しますのも、先ほど５年間で97件という話をさせていただきました。毎年大体20件の上限に近い数字でありました。今年の令和８年の状況を申し上げますと、４月の１日から４月の14日までの募集をかけて行っております。

その結果なのですが、28件の申請がございました。上限が20件ですので、8件が、言ってしまえば落選といいますか、この補助金を受けられなかったという状況になっております。今年は、この20件を上限とした形にしておりますので、これを今年初めて、応募上限が20件を超えたのが初めての年であります。毎年であれば、その２週間の中で20件もいかなくて、15件か16件というような数字で、その後、申請があって、年内の中で20件を満たしたというような状況になっております。

ですから、今回で言いますと、当初から20件を超えるような応募があったという状況がありますので、こちらは何とか来年以降、この20件を増やすようなことを考えていかなければならないかなと思っております。

ただ、国の補助でございますので、もう要望というものが既に来ておりますので、令和９年からということにはちょっとならないかもしれないですが、今後、この要望額を増やすということも考えながら、町の負担もありますけれども、この国に少し要望する額も増やしていかなければならないかなということを検討しているところであります。

●議長（大野議員）　10番、堀議員。

●堀議員　比較的経済力があって、壊せるところの人方が、いわゆる３倍のお金を自己負担をしても壊せる人方が申込みとしては上がってくるとは思うのですけれども、申し込めない人方というものが、当然いるわけですから、その人方の家屋というものは、将来的にはもう危険家屋予備軍として、当然カウントされるようなものではないのかなというふうに思います。それは今後、新築されていく住宅や現在の住宅もそうですけれども、そういった方々の中でも、やはり当然、そういう状況というものが生まれていくのではないのかなというふうに思います。

そこで、一つ提案というか、例えば新築時に50万円の積立てを町のほうにします、個人がですね。これに対して、町が50年間で毎年１万円ずつを積み増していく、財源的に

は、住宅の固定資産税から１万円を振り向けるような感じで、個人には、毎年50年間で毎年１万円ずつの減額効果といったものがある中で、では、50年間で100万円になりましたよと。国からの助成が50年後にあるかどうかという、まだ制度として残っているかどうかという問題はあるのですけれども、例えば50万円とか100万円とか、そういった積立てというもので、中古住宅には、やはり30万円で、30年間で同じく固定資産税を１万円ずつ減額していくとかというような、そういうような施策の中で、積まれたお金については、やはり町が有利な資金運用、例えば企業会計の一借りとかでですね、ばんばん、ばんばん借りてもらって、ばんばん利息を払ってもらって、利息運用収入というものを増やしていくとか、そういうような制度と、50年、30年というのがちょっと乱暴であれば、30年、20年とか、やはりそういう制度設計で、ある程度積んだ中での将来負担を少なく、建てたものは、いつかは壊さなければならない、壊れるものですから、やはりそういう制度というものも設けるところに来ているのではないのかなというふうに、私だと思うのですけれども。この点について、ぜひ研究していただいて、やっていただきたいと思います。個人に対して助成をするわけではなくて、あくまでも積んでいくのではなくて、家屋番号に対して、家屋に対して積んでいくのですから、所有権が移ったにしても、あくまでもその建物がある以上は、そこに対して毎年50年間なり、30年間積んでいくとか、そういった中で将来的な建替え、取り壊し費用の軽減、一括的な軽減を図るような制度というものを制度設計すべきというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員）　総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長）　お答えいたします。

そういう制度というのは、私もまだ聞いたことはありませんので、研究という形にはなろうかと思います。税の部分で積み立てるというのも、どういうような形でできるのかどうかというのもありますし、いろいろなことはあると思いますが、ご提案いただきましたので、研究はさせていただきたいなと思っております。

あと、壊すばかりではなくて、やはり空き家にならないように、空き家になったとしても、使っていただくということも、一方で続けていかなければならないということだと思っております。現在も今、空き家バンクというものを登録していただいて、空き家を利用していただくといった取組も、今、続けておりますので、そちらのほうも続けて、利用してもらう。年数がたって壊さなければならない、空き家にさせないといいますか、そういった取組も進めていきたいと考えております。

●議長（大野議員）　10番、堀議員。

●堀議員　将来的に形あるものは、いつかは壊さなければならないわけなのですから、やはり長い目で見て、会社や個人というのは、個人は亡くなってしまいますし、会社というものもいつかなくなってしまいますけれども、市町村というものは、いつまでもあり得るのかなと、あり続けるのかなというふうに思いますので、そういう制度設計を、ぜ

ひ研究していただきたいなというふうに思います。

それで、危険家屋への対策といった中で、一向に、例えば私の近くでも、ある程度毎年、強風の吹くたびに、軒が飛んだりとかといった中で、苦情の電話とかが来たりとかというような家とかもあって、そういう人方も、やはり修繕や取り壊しというものが、一向に進まないというように思うのですけれども、やはりここを何とかしていただかなければ、周辺住民の人方が、毎回、強風の吹くたびに、やはり不安な思いというものを、また、強風が終わった後には、飛散した屋根材とかの掃除をしなければならないとかという、大変な思いをしているといった中では、現在の危険的な家屋、「特定空家」というものに対しての対策というものを、もっともっとやっていただきたいなと。ここでは、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外となる勧告とか、やはりやってください。どんどん、どんどんやってください。本町独自の判断基準を策定してまいるということなので、もっともっと、そういう勧告を出しやすいようなものをつくって、どんどん、どんどんやっていただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員）　総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長）　お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、危険空屋が増えている状況、今回の結果からも「C」、「D」というところの件数が増えているというところから見ますと、増えているという状況は間違いないのかなと思っております。

また、住民の方からも問合わせをいただいて、昨年で言いますと、指導書を送っているのが全部で19件ございました。その中でも、対策が改善されたところというのが、なかなか数が少なくて、おっしゃられている状況ではあるなとは思っております。

連絡をいただいたたびに、危機対策室や消防と協力して、屋根が飛ばないように釘を打ちつけたりとか、そういった対応もと取ってはおりますが、確かにその後、またそれがめくれてしまったりとかというところもございます。何回かそういう対応をしているというところもございまして、なかなか所有者の方が分かっても、先ほど言ったとおり、経済状況があって、なかなかそういった状況にならないといった方もございます。

また、登記上の所有者はいるのですけれども、現在の所有者といいますか、不明な方というところもございますので、そういった部分では、先ほどの対策も取りつつ、安全措置という形で、今回で言いますと、先月、空家の協議会を開かせていただいて、２件ほど今回特定空家に認定させていただきました。その２件については、今後、緊急安全措置という形で、壊すまではいかなくても、飛ばないような処置を取るというような形を取ってしていきたいという２件が今のところはございます。

そういったところも今後は、個人の財産ではありますので、いきなり特定空家に認定して、そういう措置を取るというのも難しい部分はあるのですが、ただ一方で、先ほどもお話しあったとおり、安心・安全という部分も大事な部分でございますので、その辺は協議会の意見を聞きながら、慎重に判断していきたいと考えております。

●議長（大野議員）　10番、堀議員。

●堀議員　最終的に対策が進まなければ、最後の最後が行政代執行で取り壊すという形にもなります。ただ、そのときには、行政側も費用回収できればいいですけれども、費用回収の見込みもないところも、やはり壊していかなければならないといった中では、なかなか難しい問題だというふうに思います。

ただ、だからこそ、先ほど１個前に質問したように、積立金なりを使って、それを原資にして、町が代執行の費用に充てるのだというような制度設計なども、今後研究していただきたいなというふうに思いますけれども、最後によろしくお願いします。

●議長（大野議員）　総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長）　お答えいたします。

まずは、安心・安全な状況をつくるというのが大事なことではありますが、まずは、本人に壊してもらうと、壊してもらうとか、そういう安全措置を取ってもらうということが一番大事なことでございますので、先ほど、その前にありました「勧告」を行っていきながら、まずは、本人に状況を取っていただくというのが一番大事かなと思っております。

ただ、それもできないような状況であれば、やはり、町のほうが安全措置を取っていかなければならない。それは解体のみならず、飛散しないような状況をつくったりとか、そういった安全措置を取っていかなければならないかなと考えております。

積立ての件に関しては、いろいろな状況がありますので、いろいろな状況を考えながら少し研究させていただきたいと思っております。

●堀議員　終わります。

●議長（大野議員）　以上で、堀議員の一般質問を終わります。

次に、７番、南谷議員の一般質問を行います。

７番、南谷議員。

●南谷議員　通告に基づきまして、３項目一般質問いたします。

初めに、水道料金の見直しについてです。

今回の水道料金の見直しの根拠について説明してください。また、厚岸町上下水道事業経営審議会へ諮問していますが、諮問の主旨と答申の内容を説明してください。

５月25日から水道料金等のお知らせに合わせまして、パブリックコメントを実施していますが、今後のスケジュールと、これを受けて、町はどのように処理され、どうしたいのか質問いたします。

次に、クリーン作成についてです。

今年も５月９日、町民と建設事業者の皆さんで、別寒辺牛湿原やＪＲ花咲線沿線のごみ拾いが、290名の参加で実施されました。毎年実施の効果もあり、沿線近くに、ごみ

はあまりなく、川べりに流れ着いたものが主です。私は、むしろ町内、例えば床潭街道などのごみ拾いを実施し、ポイ捨て防止につなげるべきと考えますが、いかがでしょうか。また、クリーン作戦実施に当たり、ポイ捨て防止運動を強調すべきではないでしょうか。

３項目めです。生涯学習事業について質問いたします。

生涯学習課は、真龍小学校と併設となっております。防災交流センターの利用頻度は増しておりますが、生涯学習課の施設利用状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

生涯学習課は、３年前は職員の数が５名体制でした。現在３名となっています。業務に支障はないのでしょうか。また、かつて配置の生涯学習課の事業計画などの作成をされていた社会教育主事がおりません。今後どうされるのかお尋ねいたします。

さらに、体育館近くに男子・女子・多目的トイレの３か所があります。清掃を含め、管理はどのようになったのかお尋ねし、１回目の質問といたします。

●議長（大野議員）　町長。

●町長（三浦町長）　７番、南谷議員のご質問にお答えいたします。

１点目の水道料金の見直しについてのうち、（１）の見直しの根拠はについてでありますが、水道料金の見直しは、令和３年４月、厚岸町水道事業経営審議会からの答申において、「水道料金は基幹的な負担の公平を欠くことがないよう、今後においても、常に経営状況の把握に努め、社会情勢を踏まえつつ、概ね５年ごとに見直すことが必要である。」とのことを受け、また、町としても、同様に一定期間での見直しは必要と考えることから、令和７年度から５年に１度の見直し作業に着手しております。

この見直し作業において、今後５年間の令和９年度から令和１３年度までの厚岸町水道事業の収支見込みでは、人口減少や少子高齢化が進行する中、家事用水の使用量が減少に伴う給水収益が減少し、さらに、老朽化した水道設備や耐震化工事に係る費用が増加すると同時に、物価の高騰に伴う維持管理費の上昇により、令和９年度以降、赤字決算が見込まれ、現行の料金体系では必要な資金を確保することが難しくなっており、今後の事業運営を考えると、水道料金の見直しを必要としています。

次に、（２）の厚岸町上下水道事業経営審議会への諮問の主旨と答申の内容はについてでありますが、厚岸町上下水道事業経営審議会への諮問の主旨は、厚岸町水道事業は、近年の人口減少や老朽化した施設更新需要の増加及び物価高騰による維持管理費の増加など、経営環境は厳しさを増しており、このような状況下において、現行料金だけでは、施設維持や更新に必要な資金確保が困難となり、水道事業の財政的持続可能性が危ぶまれる状況が予想されることから、経営の健全化を図るため、水道料金の見直しについて、多角的な視点からの意見をいただくため諮問いたしました。

次に、答申の骨子６項目について、１点目の料金改定は、水道が地域の生活や産業の基盤としての機能を今後も維持していくためには、耐用年数を超える水道管などの着実な施設更新整備や当面の経営基盤の強化を図ることが必要であり、改定が必要である。

２点目の料金の算定方法は、これまでと同様に、水道料金の法的根拠と料金決定の基

本原則を踏まえ、日本水道協会策定の水道料金算定要領に基づいた算定方法が合理的である。

３点目の料金算定期間は、近年においては人口減少、原材料価格やエネルギー価格の高騰など、社会情勢の変化や経済の推移など不確定な要素も多いため、常に経営状況の把握に努め、算定期間をこれまでと同様に５年ごとに見直すことが望ましい。

４点目の料金水準は、全体の料金水準は料金算定期間に見合う適正な原価に基づき、他会計が負担するべきものなどを勘案した上で、町民生活などへの影響を考慮し、平均27%程度引き上げることが適当である。

５点目の料金体系は、水道料金算定要領に基づき、使用水量と関係なく、給水準備のために必要な原価を各使用者に賦課する基本料金と、各使用者の使用水量に応じて賦課する水量料金の二部料金制とするもので、これまでと同様、合理的で適当である。

６点目の改定時期は、現行の水道料金の算定期間が５年で、この期間で、財政収支が成り立つよう事業が執行されることもあり、令和９年４月に改定することが適当であるとの答申内容でありました。

次に、（３）の５月25日から町民にパブリックコメントを実施しておりますが、今後のスケジュールとこれを受けて、町はどのように処理をされ、どうしたいのですかについてでありますが、今後のスケジュールになりますが、７月、８月、10月と来年１月に厚岸町の経営状況や水道料金の見直し等に係る記事を広報紙に掲載します。これら町民の意見を参考に、最終料金改定案をまとめ、９月の町議会定例会へ関係条例の改正条例案を提出したいと考えており、令和９年４月からの料金改定を予定しております。

続いて、２点目のクリーン作戦についてのうち、（１）の床潭街道などのごみ拾いを実施し、ポイ捨て防止につなげるべきではについてでありますが、厚岸町クリーン作戦については、町が構成団体の一つである厚岸町水質汚濁防止対策協議会が実施主体となり、平成５年６月に厚岸湖、別寒辺牛湿原がラムサール条約登録湿地に指定されたことを契機に始まった事業であり、湿原清掃、自治会一斉清掃、厚岸湖内及び海岸清掃などで構成されております。

湿原清掃は、本格的な観光シーズンを迎える前に、花咲線を利用される観光客をはじめ、本町を訪れる人を心よく迎えるために、毎年実施し、５月９日に実施した湿原清掃では120キログラムのゴミを回収したところです。ごみの収集量については、減少傾向にあるものの、関係機関と連携した上で、継続して実施してまいりたいと考えております。

また、町内各地域の清掃活動は、自治会一斉清掃において、自治会単位で清掃活動を行っていますが、頻繁にポイ捨てごみがある箇所については、厚岸町公害環境監視員によるパトロールや啓発看板の設置を継続して行い、ポイ捨ての抑止に努めてまいります。

次に、（２）のクリーン作戦実施に当たり、ポイ捨て防止運動を強調すべきではないかについてでありますが、町ではクリーン作戦の実施に合わせ、広報紙等による不法投棄に関する注意喚起等を実施しております。また、住民自らが監視し、不法投棄やポイ捨て防止の抑止効果を高める目的で、平成18年４月に釧路管内の他の７市町村と「自然の番人宣言」を宣言しております。

この宣言に基づく取組では、ポスターコンクール、環境パネル展などの啓発活動を実施しており、今年度は、クリーン作戦を本宣言の20周年記念事業として位置づけ、開会式で参加者に対し、周知を行っております。

今後も他の取組を含め、町主催事業と合わせた周知活動を継続するとともに、ポイ捨ては重大な犯罪であるという認識の下、警察と連携した監視体制の強化を図っていくほか、効果的な啓発手法の検討を進め、町内外の全ての人が快適に過ごせる環境の整備に努めてまいります。

私からは、以上であります。

３点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員）　教育長。

●教育長（滝川教育長）　私からは、３点目の生涯学習事業についてお答えいたします。

初めに、（１）の真龍小学校に併設となっている生涯学習施設の利用状況はどうなっているのかについてでありますが、真龍小学校に併設している生涯学習施設につきましては、住民への社会教育事業を展開し、生涯学習の推進を図るため、施設の開放に取り組んでおります。

施設の利用状況でありますが、防災交流センターの利用が開始された令和７年11月17日から本年５月31日までの真龍小学校施設利用の人数は5,608人となっており、前年同期と比較して863人の減少となっております。

次に、（２）の現在の職員体制で支障はないのか、また、不在の社会教育主事について、今後どうするのかについてでありますが、現状といたしましては、現在の職員数の中で業務を分担し取り進めるとともに、関係機関の協力や規模の大きな事業では、課内において協力体制のもと、支障のないよう業務に従事しております。

また、社会教育主事については、地域の社会教育事業の企画・実施などを担う専門的教育職員であり、当町においても欠かせない人材でありますが、令和６年10月より不在となっております。継続して募集を行っておりますが、採用には至っておりません。現在、町のホームページへの職員募集の情報掲示のほか、社会教育主事の連絡組織や教育機関への情報提供を行っているところであります。引き続き、社会教育主事の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、（３）の真龍小学校体育館近くにあるトイレの清掃を含めた管理はどのようになっているのかについてでありますか。当該トイレについては、学校施設でもあることから、教育委員会管理課において修繕等の施設管理を行っております。清掃については、主に、生涯学習事業に利用されていることから、生涯学習係職員が実施しております。

●議長（大野議員）　７番、南谷議員。

●南谷議員　水道料金の見直しについて再質問いたします。

今回の水道料金改定の要因は、人口減による料金収入の減。この４年間、経常経費の

物価高騰により、経営状況は苦戦を強いられている。このことは、私なりに理解しております。また、水道管の52%が耐用年数を超えているので、令和12年まで耐震化を進めなければならず、国の補助金、有利な起債を借りて、令和12年まで耐震化を進め、耐震化率を、この52%から18.7%まで引き上げるという目標を掲げていること。さらに、将来的に、浄水場の更新を含め、地下水源の課題もあると理解しておりますが、これらが、今回の水道料金の見直しの主な要因と理解しておりますが、よろしいですか。

●議長（大野議員）　水道課長。

●水道課長（髙瀬課長）　お答えいたします。

今、南谷議員のほうで説明いただいた、議員のおっしゃるとおりの内容でございます。

●議長（大野議員）　７番、南谷議員。

●南谷議員　次に、審議会の答申についてお尋ねいたします。

答申は、開始時期は令和９年４月から実施が望ましいという答申であった。それから、令和９年から令和13年まで５年間の水道料金改定をしたい町側の試算で72.7%の改定が必要であるという考え方に対して、答申は27%の負担が必要との答申であったという理解をさせていただきました。

仮に、27%アップした場合、現状、今まで年平均一財からの負担額は幾らで、もし27%アップすると幾らになるのか、お尋ねさせていただきます。

●議長（大野議員）　水道課長。

●水道課長（髙瀬課長）　お答えいたします。

これまで、令和４年から令和６年度までの年平均になりますが、一般会計からの繰入れとして、実績が年間4,000万円弱、約3,900万円程度繰り入れている状況になってございます。

それと、もう一つの、今後72.7%から27%の圧縮に対して、どれくらいの試算かと、今現在としては試算になりますが、年間およそ１億4,000万円弱を試算するところでございます。

●議長（大野議員）　７番、南谷議員。

●南谷議員　そうすると、今の試算の話なのですけれども、年間ですね、今まで約4,000万円弱、3,900万円、これが27%になったら、年間１億4,000万円。毎年、水道料金の負担が一般会計から１億円増えると、こういう認識をさせていただいたのです。私は、27%よりも、切りのいいところで25%ぐらいがいいのかなとか思ったのですけれども、27%でも、毎年１億円の負担をしなければならない。こういう理解でよろしいのでしょう

か。

●議長（大野議員）　水道課長。

●水道課長（髙瀬課長）　お答えいたします。
　おっしゃるとおり、約１億円程度増える試算にはなってございます。

●議長（大野議員）　７番、南谷議員。

●南谷議員　現在、町民へパブリックコメントを実施中でございます。料金改定にあっては、私は、町民の声を十分尊重すべきだと考えます。
　特に、町民の多くの中には、年金受給世帯、年金のアップ率は、実質、物価高騰を下回っております。ですから、普段相当切り詰めているのですけれども、さらに27％の水道料金がアップになってくるようということになると、大変な負担になってくるなと思います。
　また、本町の主要産業である水産業や漁業者や水産加工場、さらには、酪農家も水を大量に消費いたします。これらをそれぞれ、消費量も多いわけでございますから、もしアップとなれば、それぞれ経営上、大変なダメージを受けます。そうはいうものの、町としての、助成を私はなるべく多く希望いたしますが、町の財源にも限りがあります。
　改めて質問させていただきます。
　厚岸町は、この改定に向けて、本当のところ、今の27％という審議会の答申でございますが、町としては、現時点でどのように考えているのか、改めてお尋ねさせていただきます。

●議長（大野議員）　水道課長。

●水道課長（髙瀬課長）　お答えいたします。
　町の試算では、やはり72.7％の改定は必要なものであるということは認識してはいます。
しかし、町民負担と、それら皆さんの生活状況、いろいろなものを勘案した上で、現在のところ、27％程度への改定率で料金改定を考えていくというような状況で、今の町の考えとしても進んでいる状況にございます。

●議長（大野議員）　７番、南谷議員。

●南谷議員　次に参ります。クリーン作成について再質問いたします。
　今年で34回目を迎えたＪＲ花咲線の沿線のごみ拾い、私も議員になってから、毎年参加させていただいております。参加者の皆さん、本当に一生懸命ごみ拾いをしております。このことは、大変有意義なことと思いますが、沿線のごみは非常に少なくなっております。場所の選定や実施方法も検討すべき時期に来ています。町長の答弁でございま

す。全く場所の移動も含めて答弁が触れられておりません。

改めてお尋ねさせていただきます。

線路の沿線のごみ拾いをこのまま継続されるのか、今後、新たな場所を選定され、実施方法も検討するのかどうなのか、お尋ねさせていただきます。

●議長（大野議員）　環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長）　お答えいたします。

湿原清掃におけるごみ収集量につきましては、これまで質問者をはじめ、多くの参加者の皆様の協力により、年々減少傾向となっております。

特に、ご質問者おっしゃるとおりに、道路沿いのごみにつきましては非常に少なくなってきておりますが、貴重な自然環境であります厚岸湖、別寒辺牛湿原の保全に加えて、本町を訪れる人を心よく迎えるため、湿原清掃を継続してまいりたいということは、町長の答弁でもお答えしております。

しかしながら、ご質問者がおっしゃいますとおりに、線路沿いのごみにつきましては少なくなったものの、川べりや湿地帯に流れ着いたごみが広範囲に点在していることから、今後につきましては、ごみが特に落ちている湿地帯を重点的に清掃できないかなどを検討していきたいと考えておりますが、現状よりも、重ねて安全対策が必要となることですから、場所の選定に加え、その実施方法につきましても、関係機関と協議・検討したいと考えております。

また、ポイ捨てごみの多い町内の地域につきましては、クリーン作戦の枠組みに限らず、町としてどのような手法が適切か、地域の皆さんなどと協議しながら、その手法等々について検討していきたいと考えております。

●議長（大野議員）　７番、南谷議員。

●南谷議員　私の質問の仕方がね、明快でないのかもしれないのですけれども、私は２点を言っているのです。クリーン作戦そのものが、全体像のことについて私は聞いているのではないのです。

まず１点目は、ＪＲ線の線路の場所の選定を毎年やっているけれども、これが駄目だと言っているのではないのですよ。これよりも、もっと他のところをやってみる、こういう考えはないのですかということを尋ねているのです。これについては、答えていませんよ。検討するのか、どうなのか。いろいろ言っているけれども、今までどおり続けますということなのですか。私は、何年もやってきていますよ、議員になってからずっと。だけれども、それよりもっと厚岸町内にゴミ拾いをしなければならないところがあるのではないですかと、これが１点です。

それから、ポイ捨て。クリーン作戦の中で、ポイ捨て運動をもっと突っ込むべきではないのか、強調すべきではないのか、こういうことをお尋ねしているのです。もっともっと、ポイ捨て防止策、自然公園法の37条で、国定公園の特別地域でポイ捨ては駄目と言っているのです。この中では、厚岸町内の床潭地区を含めて、特別地域に指定され

ている箇所はあります、ありますね。この86条で、ポイ捨ては、この地域の中でやると30万円以下の罰金となります。ポイ捨てで30万円の罰金になってしまったら大変です、タバコの殻１個投げて30万円ですよ、警察がいたら。捕まってしまいますよ。そういうことも、よく町報で報告してありました、私も記憶しています。

ですけれども、ゴミ拾い、まずはポイ捨てするなですよ。拾う前に捨てるな。捨てるから、拾わないといけないのですよ。ここら辺は、考えていくべきだと思うのですよ。ポイ捨て運動を、もっとしっかりクリーン作戦の中で取り組むべきだ。こういうことを考えて、今後、その清掃についても検討していただきたい、こういうことなのです。

だから、従来のものをそっくりそのまま検討しますということを、私は求めて聞いているのではないのです。協議をされた結果、従来のほうがよかった。それはそれで、構わないのです、今のほうが駄目だと言っているわけではないです。

けれども、私なりに参加させていただいて、もっと違う方向で取り組むべきではないのかと検討しました。けれども、駄目ですからこうですと言うなら分かるのですけれども、そのことについて何にも触れていないですよ。従来どおりのことをずっと続けてやっていきますよ、若干変化球に変えますけれども、そういうことを私は質問しているのではないのです。端的に、どうするのか聞いているのです。改めて答弁をお願いします。

●議長（大野議員）　環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長）　お答えさせていただきます。

湿原清掃につきましては、繰り返しの回答になりますけれども、実施していきたいという、継続したいという意思はあります。先ほど、私のほうからお答えさせていただきましたが、その川べりにあるごみ等々の場所に加えて、ご質問者おっしゃっておりますポイ捨ての多い町内の地域のことも含めて、場所の選定と、その手法について改めて協議して、それがよい手法になるのかというところも、地域の皆さん等々、関係機関も含めて協議しながら、もっといい方法へというところで、検討して、協議してまいりたいと考えております。

それから、ポイ捨てのほうでございますが、クリーン作成につきまして、町内全域の環境保全を目的に各事業で施設を行っているところではあります。環境意識の醸成のほか、ポイ捨ての抑止についても、ある程度の効果があるものと考えておりますが、ポイ捨て防止対策という部分で考えますと、継続的にごみが捨てられているという状況を改善しないことには、根本的な解決にもなりません。

そういうことから、ほかの自治体でも、ポイ捨て、不法投棄の事例を聞いておりますので、それの対策につきまして、他の自治体の例も参考にしながら、ポイ捨てごみが多い地域においては、監視カメラを設置するなど、抑止効果の高い手法の導入についても、今後検討してまいりたいと考えております。

質問者おっしゃいますとおりに、ポイ捨てにつきましては重大な犯罪となっております。町長の答弁の繰り返しになりますけれども、警察と連携した監視体制を強化していくとともに、地域の意向を汲み取った上で、クリーン作戦に限らず、町として周知も含

め、実施、協力可能な対応について検討してまいりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（大野議員）　７番、南谷議員。

●南谷議員　生涯学習事業について、再質問いたします。
　施設の利用状況です。人口減で利用者数は、昨年比863人の減となっているものの、各事業の数は同じであります。今年４月からジュニアウィンドバンド、中高生の部活動移行も始まっております。私は、施設の利用頻度は、利用者数は人口減で減っているかもしれないけれども、むしろ業務量は増えているという理解をしておりますが、いかがですか。

●議長（大野議員）　生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長）　ご質問者にお答えいたします。
　ただいまお話ありましたとおり、今、ジュニアウィンドバンド、部活の地域移行の関係で、新しい活動場所としまして、今、真龍小学校を活用して活動していただいていますので、新しい利用者層の獲得にはつながっているのかなと思っております。
　ご質問者おっしゃられるとおり、事業数が多くなっているというところのご懸念、ご心配いただいているということで、我々も実際、業務量、実施事業が多いところは、我々も感じております。やはり、生涯にわたって行う事業を担っている担当でございますので、どうしても若年、年の若い子から高齢の方までの事業をやっていますので、どうしても多くなっております。
　現在、我々としましては、特定の職員等に負担がかからないように、平準化を目指しながら業務に当たっているところではございます。実際、業務の見直しも行っているところではございます。実施事業の本数を、内容を充実したものにしながらも、本数を抑えたようにできないかというところを日々考えながら、今、行っているところですので、できるだけ職員の負担が大きくならないような業務配分等ができないかということで、今、事業を進めているところですので、ご理解いただければと思います。

●議長（大野議員）　７番、南谷議員。

●南谷議員　課長の言うとおりだと思うのですよ、実情のね。ぜひ、町民に、寂しくなるかもしれないけれども、やはり、今まであったものはなくなる、変更しなければならない部分はやはり検討していくべきだと思います。その辺の見直しも含めて、進めていただきたいと思います。
　次に、社会教育主事でございます。職員数でございます。職員数の２名の減は、業務量が変わっていないように本当に厳しいものがあると思います。いくら、課の中で協力し合うと言っても限度があります。そういう中で、それぞれ工夫し合って業務に遂行されております。この辺については、頭が下がる思いでございます、一生懸命やっている

と思います。

ただ、一生懸命やっているからいいというものではないと思うので、やはり、さきに答弁されたんのですけれども、検討して業務の見直しもしていくと、そういうことも含めて、あまり負担にならないように、より効果のある業務体制を構築していただきたい。

それから、社会教育主事につきまして、確保に努めているという答弁でございました。これは、やはり町民のそれぞれのプランニングにより、町民の皆さんに有効に、参加できるようなことをより楽しんでいただける、より有効になるように、そういうプランニングをしていたけれども、エキスパートである社会教育主事が、資格のある方がおられないというのは、やはり町としては、僕は非常に残念だなと、努力をされるということなので、ぜひ早急に努めて探していただきたいと思います。

それから、体育館近くのトイレの管理でございます。清掃を含め日々の管理は、３人で三つのトイレを日々汚れたら管理しているという認識に立ちました。トイレ掃除は、３人でやっているわけですけれども、課長も入って３人ですよ。課長も、トイレ掃除をやっているのですか。

●議長（大野議員）　生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長）　ご質問にお答えしたいと思います。

まず、初めの事業の精査、繰り返しになりますが、その構築というほうは、引き続き、先ほど答弁させていただいたとおり、内容の精査も含めて検討しながら進めていきたいと思います。

もう１点、社会教育主事、今、探しているというところについてのご質問だったかと思います。我々としましても、教育長の答弁の中にありましたとおり、令和６年10月より不在となっております。その間、募集をかけさせていただいたり、北海道教育委員会にも情報を出させていただいて、そういう職員、そういう資格を持っている人がいないですかというような問いかけもさせていただいたり、大学のほうにも、社会教育主事の実習生、そちらのほうも積極的に受け入れる対応をしてまいりました。なかなか縁がないといいますか、採用にまで至っていない現状ではあるのですが、引き続き、そういう関係機関にも、こういう情報を提示したり、情報発信に努めていきたいと思いますので、引き続き、募集採用に向けて働きかけていきたいと思います。

三つ目のトイレのことなのですが、今いる職員３人、手分けして、私も含めて職員３人で実施しているところでございます。施設、トイレの数も限られておりますし、便座等も限られた数しかないものですから、その中で利用している我々も積極的に掃除をしているという状況でございます。

●議長（大野議員）　７番、南谷議員。

●南谷議員　教育長にお尋ねいたします。

非常に、課長自らトイレ掃除をされている。私は頭が下がります、正直言って。これ

だけ職員の中で、トイレ掃除しなければならない厚岸町の事情、このことを教育長としてどのように捉えているのかお尋ねさせていただきます。

それから、トイレ掃除するのは駄目だと言っているのではないのです。少なくても、業者委託するとか、そういうことも考えてはいかがでしょうか。

●議長（大野議員）　教育長。

●教育長（滝川教育長）　ご質問者、いつも職員の体制について心を配っていただいています、本当にありがとうございます。現実は、本当に厳しいのか厳しくないのか、本当に厳しい状況の中で職員は日々対応しております。

その中で、トイレも含めてという話なのですけれども、トイレの部分については、数はそれほど多くないものですから、先日も課長から、私も含めてもみんなでやるという体制でやっていきますからという報告があって、本当に、私も頭が下がる思いでありました。

ただ、そこに甘んじることなく、私も職員の配置、採用のほうもいろいろ考えてはいるのですけれども、なかなか例えば、社会教育主事一人とっても、なかなか採用には至らないのです、それが現実です。また、試験を受けるにしても、誰でもいいというわけでも、またないのですよね。先ほど質問者もおっしゃったように、やはりこの町をどうつくっていくのかということの、いわゆる社会教育の面でのスペシャリストを採用するということは、やはりその責任は大きいです。資格を持っていれば誰でもいいというわけではないので、しっかりそこのところも踏まえながら、町にとって一番いい人材を探していきたいということで、今、課長のほうで、先ほど教育機関等も含めて募集に当たっていると。この部分については、常に募集をかけながら、面接を行っていくというところをしっかりやっていきたいと思います。

職員の配置について、先ほども説明、繰り返しになりますけれども、しっかり募集をしながら、課長自らもトイレ掃除をやっていただいていますけれども、それでいいのだということではなくて、しっかり対応していきたいというふうに思っていますので、ご理解ください。

●南谷議員　いいです。

●議長（大野議員）　以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

休憩します。

午後４時32分休憩

午後４時32分再開

●議長（大野議員）　本会議を再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。

厚岸町議会会議規則第９条第２項の規定により、本日の会議時間は、１番竹田議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

次に、１番、竹田議員の一般質問を行います。

１番、竹田議員。

●竹田議員　質問通告書に従い、質問させていただきます。

１、老人ホームについて。建て替えか、それとも違う考え方はあるのか、町の取組について伺います。

２、町立厚岸病院の将来について。

（１）町立厚岸病院の将来について、町長はどのように考えているのか伺います。

３、リフォーム補助金について。住宅リフォーム補助金について、自分が住む前提での補助金申請を定住・移住・空家をなくする住宅ストックの考え方から、補助金対象の拡大について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

●議長（大野議員）　町長。

●町長（三浦町長）　１番竹田議員の御質問にお答えいたします。

１点目の、老人ホームについて、建て替えか、それとも違う考え方はあるのか、町の取組について伺いますについてでありますが、当町にある特別養護老人ホーム心和園は、昭和56年に建築した多床室等の老朽化や、現施設が津波浸水想定区域内に位置していることを踏まえ、災害対策の向上と安定的な運営ができる施設の整備が急務となっております。

このため、施設の移転改築に向けた検討を進め、令和６年度には、防災・福祉・まちづくり等の厚岸町が抱える課題解決と、地域活動が活性化する場となる施設整備の在り方として、基本構想を策定しました。

今年度は、基本構想をもとに、土地の災害リスクの評価、持続的な施設運営ができる利用者数の推計、将来人口推計を見据えた適正な建設規模を整理してまいります。

また、施設の建て替えに限らず、現施設の一部活用を伴う敷地内での建て替えなどを含め、幅広く検討し、各建設予定地における昨今の物価高騰に伴う建設費増加の要素を反映した概算事業費を算出するなどの取組を進めてまいります。

これらのことを踏まえ、基本計画の策定に向けて、建設候補地や建設規模の精査を丁寧に行い、施設整備を確実に実現させるための検討を進めてまいります。

続いて、２点目の町立厚岸病院の将来について、町長はどのように考えているのか伺いますについてでありますが、現在の町立厚岸病院は、内科・外科・小児科の基本診療に加え、整形外科及び脳神経外科の定期診療並びに24時間365日の救急医療及び人工透析の外来機能と、町内で唯一となる一般病床55床の入院機能を有する医療機関であるとともに、超高齢化社会の中で、介護を必要とする高齢者の自立を支援する介護老人保健施設「ここみ」23床を併設しております。

医師や看護師をはじめとする医療従事者の確保が困難になる中、当町においても、安

定的な人材確保が大きな課題となっております。加えて、人口減少により、入院・外来ともに患者減が見込まれる中、これらの医療機能を将来にわたり、現状のまま維持することは、病院経営を考える上でも大変難しいものと考えており、今後の医療需要の変化や地域が求める医療を適宜検証し、町民が安心して暮らすことができる医療提供体制を確保することが重要と考えます。

今後は、人口減少が進む中にあって、外来機能や病床機能を含めた病床数の見直しなど、患者数の動向を見据えた上で、必要とされる医療機能の維持と充実に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、３点目のリフォーム補助金について。自分が住む前提での補助金申請を定住・移住・空家をなくする住宅ストックの考え方から、補助対象の拡大について伺いますについてでありますが、現在、町では、安全・安心で快適な住環境の促進や、空き家等の利活用及び定住・移住の促進を図ることを目的として、住宅のリフォーム及び空き家等の改修に要する費用の一部を助成する事業に取り組んでいるところであります。

これらの事業のうち、住宅リフォーム支援助成金の対象者については、交付申請及び完了届の提出までに住民基本台帳法に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている年齢20歳以上の人で、かつ、町内にある住宅の所有者または所有者の２親等以内の親族で当該住宅に居住している人が助成対象となっております。

また、空き家等改修費補助金の対象者については、補助対象物件の所有者で、かつ、当該物件を改修後10年以上継続して居住する予定であることとしており、この補助金は、自らが住むことを前提としている制度であります。

しかしながら、住宅の所有者等以外の人が補助金を活用し、空き家などを利活用することで、地域での安全・安心な生活環境や定住・移住にも資するものと考えますが、補助制度の拡大については、内容も含め慎重な検討が必要であるため、他の自治体の事例も含め、今後研究してまいります。

●議長（大野議員）　１番、竹田議員。

●竹田議員　まず、１点目の老人ホームの建て替えということで、再質問させていただきます。

町財政の逼迫ということで、厚岸町は道新にも出ていましたけれども、全道で10位の財政逼迫という記事も出ておりました。この中で、多額の財政資金を使って、防災交流センターも建設しました。この老人ホームについての建て替えるということが、ありきではないという町長の考え方、建設増加の要素を反映した概算事業を算出する取組を進めていくと。あと、現施設の一部活用を伴う敷地での建て替えなどを含め、幅広く検討していくということなので、新設ありきではないのだなというふうに、僕としては、町民に負担をかけていくことばかりが、新しいものを建てていくことばかりが目的ではないというふうに考えるので、このことについては、慎重に検討していってもらいたいと伺っておきたいと思います。

２番目の、この厚岸町立病院についてもなのですが、毎年、単年度、単年度の町立病院の赤字というのは現実的になっていますね。毎年約６億5,000万円程度の赤字という

ふうに、僕は承認しているところでありますけれども、この人口減少に伴って、税を納める人口もまた、どんどんと少なくなっていく。この部分については、財政の収入が減っていく部分、これらについて、ずうっと、この病院維持をし続けていくということが、非常に町財政の逼迫につながっていくというふうに思っております。

私の考えは、町立病院をなくすということではないのです。町立病院というものの、答弁にもありました、医療提供体制に、そこが一番大事だと思います。住民のサービスについての考え方は一緒でありますけれども、この医療提供体制ができるのであれば、町立病院という今の現状の考え方でなくて、もう少し費用を抑えられる、そういう医療提供をしながら、もうちょっと違った考えで病院経営を進めていくという考えを、将来的に、もう舵を切らないと、本当に大変な状況になっていくのではないかなと思います。

また、建物が老朽化していく部分で、今後、その建物に対しての改修・維持費等も含めて、建設費用という部分で、別な費用が、またかかってくることも考えていかなくてはならない。そういったことで、町立病院の在り方を、この老人ホームとともに一緒に考えていかなければならないのではないかなと。

また、町立病院、今、町立病院を、老人の部分の施設に代えていった、何年前でしたか、その町立病院の部分を、もうちょっと老人ホームの建て替えという部分と、それから医療体制で老人を町立病院にもう少し人数を増やして経営を変えていくとか、そういった部分も必要かなというふうに思っております。

そういった部分で相対的に老人ホーム、町立病院、これを切り離して考えることは、僕はできないと思うのです。ですから、その部分について、もう少し町の将来的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

●議長（大野議員）　町長。

●町長（三浦町長）　私から、この町立病院と特老の今の、現在の考え方ということで答弁させていただきたいと思います。

やはり人口減少、それと、やはり超高齢化社会ということで、医療と介護、これは連携強化を進めていかなければならない。これは、切っても切れない関係であります。

今、議員おっしゃるとおり、私たちが今、この１回目の私からの答弁でもありました、この特老の建設に当たっては、将来人口の推計、また、利用者数の推計ということで、こういうような推計をもって、今、どういった施設を建設するか。この今の物価高騰の中で、前回も何年か前に、議会でもお話させていただきました。今程度の規模を建てるのであれば、48億円というようなお話をさせていただいたときがあったかなと思うのですけれども、実際今ですと、これもお話しさせていただいたのは、もう既に５年前だったかなと思います。今ですと、本当にこの倍になるようなこの高騰だということであります。

そうしたら、本当に特老が建てられるのかどうか。ただ、今の特老、この昭和57年、既に設備も老朽化してきて、ましてや津波の浸水区域内ではあるということですから、今でもすぐに建てなければならない。

ただ、やはり必要なものは財源だというところであります。今のこの町立病院の経営も含めてなのですが、今、この先ほど議員からも出ました介護老人保健施設23床、これもやはり考えていかなければ、将来的にこの特老を建設いたしました。そうしたら、介護員が今度はどうなのだ。やはり、これは今の病院の関係と同じで、医療従事者、医師、看護師はじめ、やはり人の問題というのが、やはり大きな問題であります。ここは、医療と介護を一緒にして考えていかなければならない。今の、この病院にあります23床というのをどうしていくのだということも、この老健ですね、これも含めた中で、今の建設をしようとする特老を、さらに何床にするべきだ。そこを今、これから今回調査していくということであります。

場所のほうは今、三つの想定はしておりますが、ここに一部最初の答弁もさせていただきました、現施設の一部活用ということも、要は、今あるところを活用する、これは今ありますユニット型、一人型の個室が平成23年くらいに建設して、まだまだ耐用年数があると。

ただ、やはり、あそこは津波の浸水区域だということもありますし、やはり、建設をするとなりますと、そうしたらどこに造成場所だ、何だとありますので、そこを含めた中での場所、そして、この人数、経費の問題、これをやはり、この３点セットで考えていかなければならない。これは、医療と福祉を合わせてだと思います。

特に、医療のほうになりますと、今の報道でもありますように、一部の病院では閉院していると、大きな病院があります。函館にしても、室蘭にしても閉院しているという、私たちにはもう、本当に考えられない状況であります。今、私たちの町村会、これ釧路町村会にも、同じように釧路市の病院がどうなるのだと、今、釧路市には大きな病院が四つあります。厚岸町も、この救急搬送では、その釧路市のほうに７割、８割転送していると。そうなっていた場合に、釧路市の病院がどうなるかによって、私たちの病院も、そうしたらどうなるのだということであります。そこは今、町村会のほうで、それぞれの病院の考え方を呼んで、勉強していきましょうというような、ちょっとお話をさせていただいております。

その前に、やはり私たちの地元の厚岸町の病院をどうしていくべきか。今の１回目の私の答弁でもありましたように、やはり、これから人口が減っていく。そうなりますと、それに合わせて、もちろん患者数も減っていくと。そうなっていた場合にやはり、いつまでも、先ほどもありましたように６億5,000万円出してきました。その中には、今までの町立厚岸病院の立ててきた償還も含まれての６億5,000万円であります。今のこの償還が、この年度で終わるということで、これから、その病院の、要は先ほどもありますように、建物の改修費用、どうなっていくのだというのもあります。そういう部分では、病院をなくするということではないのですけれども、この１回目の答弁にあります、本当に、この医療提供体制を確保するには、今の人口と、そしてこれからの医師、看護師含めた人員が確保できるか、これも一緒になって、この病院の病床数を見直していかなければならないということで、この病床数と、今のこの介護老健、何床にするか、それと合わせた特別養護老人ホームも、その人数に合わせたもので、どういうふうに進めるかということで、この医療と、そして介護と一緒に今考えていきたいということでございます。

●議長（大野議員）　１番、竹田議員。

●竹田議員　ここは深く、今、話してもどうしようもないので、先々のことを考えた取組ということで、ぜひ、町長よろしくお願いいたします。

３点目のリフォーム補助金についてです。先ほど町長が言った、物価高という部分でお話しさせていただきますけれども、５年前に、一般住宅の坪単価というのは55万円から65万円、高くて65万円だったのですよね。あれから５年たって、今どういう状況になっているかというと、一般住宅でさえ、今120万円とも言われています。

ただ、今の住宅は100年住宅、一度建てると100年もつというふうな設計になっています。ですから、将来的に建てて30年、40年、50年ですぐ壊れるものではない。国は、世代交代で住める住宅というストックという考え方を持っています。これは、2030年で法律ががらりと変わります。今よりも、今の普通の建て方ということの断熱の部分ができなくなってしまう。そういう大きな変換期が2030年に向かってきます。

そういったときに住宅も含めて、いろいろなマンション、それから病院、全ての建物関係も一緒になって、空調設備だとか、湿度計、暑さ寒さに対する防御していく建物の変換期に当然なってくるのですね。

そうなったときに、もう2030年ですから、もうすぐです。これを今、本当に建て替えようと思ったときに、多分、今年でさえ、この１月から数回、10％、15％、10％、20％といって、いろいろなものが上がってきて、毎月上がってくるものですから、僕らも商売しているのですけれども、見積もりができないので、今作った見積もりが、４週間後に変わりますと。それなので、そのときに、もう一度決定したときには協議をよろしくお願いしますというコメントを書かないと、もう、あのときにもらった見積もりが、１か月、２か月後に契約をしてくれるのですよね、この金額でと言われてしまうのです。そうすると、これ裁判すると負けてしまうのですよ。

だから、この本当に、この町立病院の維持をするために、建て替えする、リフォームする、もう本当に大変な金額がかかるのだろうというのが、もう本当に、数年前に48億円と言ったのが、本当に80億円、90億円かかってしまうのかなというふうに思われる。そういうことは、当然できないのではないのかということ。

だから、もう広く、本当に医療体制の提供を壊すことなく、本当に真剣に考えていかなければならないなというふうに思うのですね。そこをよろしくお願いしたいというふうにお願いをしたいと思います。

それで、３番目のリフォームの部分についてなのですけれども、本当に建て替えるということが大変な時期ですから、解体する頻度については、「Ａ」・「Ｂ」・「Ｃ」・「Ｄ」での４段階があって、誰が見ても住めないだろうと、それプラス、試算して、近所に迷惑をかけてしまうので、これは大変だという物件については壊してみるけれども、まだ住めるものについては、補助金は出さないよというのが、今の補助制度ですよね、まだ住めるのではないかと。

けれども、住みたくないというのと、住められない理由と、引っ越しして、誰もこの町にいないので壊したいというふうになれば、実費でも壊してしまう場合があると思う

のですね。

そういった住宅の定住・移住される方のストックということも考えていくためには、貸家という部分を考えていかなければならないというふうに僕も思います。

また、この、住民が本当に期待して、厚岸町公営住宅、これらについても今後、費用的な財政面を考えると、建て替えという部分も、本当に考えにくくなってきているのだろうと。考えられなくなるのではないかなというふうにその心配もあります。

そうなると、町と民間が考えて、住宅ストック、また、町民が、今、住んでいる場所から移住したいとなったときに、住む場所がない。また、地方から定住・移住に来たいのだけれども、厚岸町は住むところがないよねという負の部分を、やはり見せつけられない、ちゃんとした確保をしていかなければならないというふうになると、民間と町が連携して、ストックをしていかなければならないのではないかなというふうに思うのですよね。

だから、そのストックの部分を考えると、持ち家でないと、自分が住むということを前提でないと補助金は出ないという今の制度なので、そうすると、補助金を出して、町として、そういう定住・移住とかいう特化したものだけでもいいと思うのです。何でもかんでもにはならないと思うので、そういった部分では、今後まだ住めるのではないかといった部分を調査させていただいて、勝手に見るわけにはいかないので、それを調査してもらって、空き家の「Ａ」・「Ｂ」・「Ｃ」・「Ｄ」という４段階の「Ａ」の部分、もうちょっと直せば住めるよねといった部分を、ちゃんと調査して、その部分の持ち主に対して、こういう制度を活用して、リフォームしませんかと。将来的な公営住宅の建設もないとなると、住む場所がなくなると、やはりこの町から去ってしまうので、移住する部分、自分たちがこの町内にいて、次の場所に移るということが身軽にできるような部分というのを、整えていかなければならないのではないかというふうに思うのですよ。

そういった広く考えたときに、補助金の制度の拡充というのが必要になってくるのではないかと。それが今、リフォーム支援の拡充が考え方としていいのか、それとも、定住・移住に対しては、引っ越しした費用の部分についてとか、家賃の補助だとかという部分もあります。でも、あの部分については、まだまだ足りないと思います。

もう一つ、定住・移住の厚岸町のホームページ、いまだに「100万円」になっていますので、その部分は「200万円」に訂正して、直してもらいたいことを付け加えておきます。リフォームの「10％」から「15％」も直っていないので、あそこも至急、「20％」にちゃんと変えておいてほしいなと思います。

今言った相対的な部分を考えて、どの部分を活用して、拡大して、そういった住宅ストックをしていくのかということをもう一度聞きたいと思います。

●議長（大野議員）　建設課長。

●建設課長（堀部課長）　お答えいたします。

今現在の住宅リフォームの補助金につきましては、議員おっしゃるとおり、自分の持ち家から自分が住むという条件の下で補助金の活用ができるという状況でございます。

今、議員から質問がありました借家、それから空き家につきましては、誰かに貸すということでの補助金につきましては、貸すことによって、家賃の収入が得られるという点もございまして、今のその助成制度から少し性質が違ってくるのかなというふうに考えてございます。

そうしたことから、また新たに、こういった移住・定住とか空き家に関して、それに特化した制度構築といいますか、そういうのを考えていかなければならないかなというふうに思ってございます。

また、国、それから他の自治体におきましても、借家、それから空き家につきまして、そういった助成制度がございますので、１回目の答弁でもありましたとおり、その補助金を通して、活用して、そういった空き家などを活用しまして、町にある住環境の整備等につなげると思っていますので、今後は、総合政策と協議を進めながら、研究・検討してまいりたいと思ってございます。

●竹田議員　いいです。

●議長（大野議員）　いいですか。

●竹田議員　はい。

●議長（大野議員）　以上で、１番竹田議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　　異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後５時03分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和８年６月17日

厚岸町議会

議　　長

署名議員

署名議員

議案第４２号

令和８年度　厚岸町一般会計補正予算

（１回目）提案理由説明書

ただいま上程いただきました、
議案第４２号　令和８年度　厚岸町一般会計補正予算　１回目
の提案理由をご説明申し上げます。

議案書、１ページであります。

令和８年度 厚岸町一般会計補正予算　１回目
令和８年度 厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第１条、第１項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、
８１７万６千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、
１１０億６，５２４万４千円とする。
第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分　及び　当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

２ページから３ページまで、第１表、歳入歳出予算補正であります。
歳入歳出ともに、３款３項にわたって、
それぞれ、８１７万６千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。
８ページをお開き願います。

歳入であります。

２０款　繰入金　１項　基金繰入金
４目　１節　まちおこし基金繰入金　１７０万円の増
歳出計上のまちおこし補助金への財源計上であります。
内容は、歳出でご説明いたします。

２１款　１項　１目　繰越金
１節　前年度繰越金　４０７万６千円の増
補正財源調整のための計上であります。

２３款　１項　町債
７目　１節　消防債　２４０万円の増
全国瞬時警報システム設備整備事業債の増額計上となります。

以上で歳入の説明を終わります。
１０ページをお開き願います。

歳出であります。

２款　総務費　１項　総務管理費
４目　情報化推進費
総合行政情報システム整備事業(介護保険)　１０５万６千円の増
介護報酬改定に伴うシステムの改修費の計上であります。

１０目　企画費
まちおこし補助金　１７０万円の増
厚岸町　ウィスキーと食による地域価値の創造プロジェクト実行委員会
からの要望で、厚岸ウィスキーをきっかけに、厚岸町の価値を高めることを目指し、この土地ならではの魅力を知ってもらうきっかけとしてツアーを開催。
　牡蠣をはじめとした厚岸産品を紹介するとともに厚岸町のふるさと納税を推進し、厚岸ウィスキーとのペアリングで厚岸を感じていただき、全国へ厚岸町を拡散することを目的に厚岸ウィスキーのファンを対象として４０名の参加者を募り、厚岸町内を巡ってもらうツアーに対するまちおこし補助金の計上であります。

７款　土木費　６項　住宅費
１目　建築総務費
住宅新築・リフォーム支援　３００万円の増
住宅リフォーム助成事業の申請件数の増加による増額計上であります。

８款　１項　消防費
２目　災害対策費
全国瞬時警報システム設備整備事業　２４２万円の増
Ｊアラート受信機専用のＣＳアンテナを設置することに伴う配線費用について、当初、既設の北海道が設置しているアンテナの配線及び配管等を利用する予定であったが、既設のものは利用できず、新たに配線や配管等が必要となったことから、その費用の計上であります

以上で、歳出の説明を終わります。

１ページへお戻り願います。
第２条　地方債の補正であります。
地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

４ページをお開き願います。
第２表　地方債補正であります。

緊急防災・減災事業　２４０万円の増
起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

次ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。
表の下段、合計欄
令和７年度末、現在高、１３６億２，６５４万３千円
補正後の令和８年度中、起債見込額、５億８，２７０万円
令和８年度中、元金償還見込額、９億９，７９５万円
補正後の令和８年度末、現在高見込額は、
１３２億１，１２９万３千円となるものであります。

以上を持ちまして、

議案第４２号　令和８年度厚岸町　一般会計　補正予算（１回目）
の提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。